

令和元年度

## 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

### 《 午前の部 資料 》

#### プログラム

- 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修実施要項 … 1

#### 施策説明資料

- 文部科学省大臣官房国際課 … 4
- 文化庁国語課 … 8
- 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 … 24

#### 報告資料

- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について … 42

# 令和元年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 実施要項

令和元年7月3日  
文化庁審議官決定

## 1 趣 旨

我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、我が国に居住する外国人等が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、日本語教育に関する体制整備を行う必要がある。

そのため、都道府県・市区町村等の日本語教育の担当者を対象とした地域における日本語教育施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修や意見交換を実施する。

## 2 開催日時, 場所

令和元年8月1日(木) 午前10時00分～午後4時30分

旧文部省庁舎6階第2講堂(東京都千代田区霞が関3-2-2, 03-5253-4111)

## 3 主 催

文化庁(本研修は、運営を外部に委託し実施する。)

## 4 対 象

「生活者としての外国人」の日本語教育を担当する全国の都道府県及び市区町村の日本語教育担当部署の職員, 又は、当該地方公共団体が設置した国際交流協会等(※)において日本語教育事業を担当している職員

※ ここで言う国際交流協会とは、以下の団体とする。

(条件)

- ① 地方公共団体が設立した
- ② 地方公共団体が事務局を務める
- ③ 地方公共団体から協会運営の委託等を受けている
- ④ 地方公共団体の施設の指定管理を行っている

①～④のいずれかを満たす団体のうち、地域における国際交流, 多文化共生, 外国人支援等に関する事業を行う団体。

## 5 定 員

70名(先着。定員を超えた場合、原則として各団体1名までの参加とする。)

## 6 テーマ

「日本語教育の環境整備に向けた戦略を立てよう!～施策を作る6つのステップ～」

## 7 内 容(敬称略)

### ① 開会挨拶

・文化庁

### ② 施策説明

- ・文化庁国語課
- ・文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
- ・文部科学省大臣官房国際課

### ③ 報 告 「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について」

○報告者

文化庁国語課 日本語教育専門職

増田 麻美子

#### ④ 演習

##### ○進行

文化庁国語課 日本語教育専門職

北村 祐人

実践事例「日本語教育の体制整備を目指した中長期的取組～事業化のプロセスと取組設計～」

##### ○事例報告者1 【島根県】

島根県環境生活部文化国際課 多文化共生推進スタッフ（調整監）

岩崎 靖

公益財団法人しまね国際センター 多文化共生課長

仙田 武司

文化庁 地域日本語教育スタートアッププログラム 地域日本語教育アドバイザー

文化庁 地域日本語教育コーディネーター研修 講師（平成27年度）

（令和元年度「地域日本語教育の体制づくり推進事業」活用）

##### ○事例報告者2 【岡山県総社市】

岡山大学大学院社会文化科学研究科（文学部）准教授

中東 靖恵

文化庁 地域日本語教育スタートアッププログラム 地域日本語教育アドバイザー

文化庁 地域日本語教育コーディネーター研修 講師（平成29年度）

（平成24～30年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラム活用）

##### ○アドバイザー

特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海 代表理事

土井 佳彦

文化庁 地域日本語教育スタートアッププログラム 地域日本語教育アドバイザー

文化庁 地域日本語教育コーディネーター研修 講師（平成29～30年度）

## 8 日程

9:30 10:00 10:10 11:00 11:30 12:40 13:30 14:45 15:00 16:30 17:00

受付	① 開会挨拶	② 施策説明	③ 報告	昼食・休憩	④ 演習	実践事例	休憩	演習 質疑応答	（情報交換）
----	-----------	-----------	---------	-------	---------	------	----	------------	--------

※本研修終了後、受講者間の情報交換等のために17:00まで会場を開放する。

## 9 その他

- ・本研修の参加費は無料とする。
- ・本研修の参加に係る経費（交通費・宿泊費等）は各参加者の負担とする。
- ・研修終了後に情報交換の時間を設ける。
- ・本研修の対象者は地方公共団体や国際交流協会において、日本語教育事業の推進をしている職員等とし、日本語教室等で指導を行っている者等は含まない。

# 日本語教育の環境整備に向けた戦略を立てよう！

## ～施策を作る6つのステップ～

# Japanese Language Education

日時：令和元年 **8月1日（木）** 午前10時00分～午後4時30分  
場所：旧文部省庁舎6階第2講堂（東京都千代田区霞が関3-2-2）  
対象：都道府県・市区町村の日本語教育担当部署の職員，当該地方公共団体が設置した国際交流協会等の職員  
申込：事前の登録が必要です。別添の出席登録票にてお申込みください。

1. 日本語教育に関する施策説明・・・文化庁・文部科学省
2. 日本語教育小委員会における審議状況報告  
・・・文化庁国語課日本語教育専門職 増田 麻美子
3. 演習

○**進行** 文化庁国語課 日本語教育専門職 北村 祐人

○**アドバイザー**  
特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海 代表理事 土井 佳彦

### ○実践事例

#### 日本語教育の体制整備を目指した中長期的取組～事業化のプロセスと取組設計～

##### 実践事例1【島根県・しまね国際センター】

島根県環境生活部文化国際課 多文化共生推進スタッフ（調整監） 岩崎 靖  
公益財団法人しまね国際センター 多文化共生課長 仙田 武司

##### 実践事例2【岡山県総社市】

岡山大学大学院社会文化科学研究科（文学部）准教授 中東 靖恵

※本研修は「生活者としての外国人」に対する日本語教育を担当する自治体職員等を対象としています。  
（日本語教室等で指導のみを担当している方を除く）

※参加者には「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月）を配布します。

施 策 說 明 資 料  
文 部 科 学 省 大 臣 官 房 国 際 課

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日  
外国人材の受け入れ・共生  
に関する関係関係会議

総額211億円(注)

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)  
⇒ 外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
  - 「国民の声」を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
  - 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
  - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
    - 行政・生活全般の情報提供、相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談センター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
    - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成、普及
    - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
  - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
    - 外国人材の受け入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的取組を地方創生推進交付金により支援
    - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

- (2) 生活サービス環境の改善等
  - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
    - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により
    - 全ての居住者において外国人患者が安心して受診できる体制を地域
    - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援
  - ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
    - 気象庁H.P. Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改良(他国情報、警告音等)
    - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
  - ① 日本語教育の充実
    - 生活のための日本語の標準的なカリキュラムを踏まえた日本語教育の全国展開（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
    - 多様な学習形態のニーズへの対応（多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等）
    - 日本語教育の標準等の作成（日本語CEFR（言語のためのヨーロッパ共通参照枠））
    - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
  - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
    - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
    - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
    - 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
    - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

- (4) 外国人児童生徒の教育等の充実
  - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
  - 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
  - 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
  - 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

- (5) 留学生の就職等の支援
  - 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
  - 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
  - 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
  - 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
  - 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとと違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
  - 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

- (6) 適正な労働環境等の確保
  - ① 適正な労働条件と雇用の確保、労働安全衛生の確保
    - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応【8言語対応】
    - 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
  - ② 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の充実
    - ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
    - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の充実

- (7) 社会保険への加入促進等
  - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
  - 医療費の適正な利用の確保（被扶養認定における原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
  - 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

- (8) 外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組
  - ① 悪質な仲介事業者等の排除
    - 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
    - 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
    - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請書における記載内容の充実
  - ② 海外における日本語教育基盤の充実等
    - 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国）
    - 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
    - 在外公館等による情報発信の充実

- 新たな在留管理体制の構築
  - (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
    - 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
    - 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間（2週間～1か月）の履行
  - (2) 在留管理基盤の強化
    - 法務省、厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
    - 業種別、職種別、在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
    - 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
  - (3) 不法滞在者等への対策強化
    - 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
    - 技能実習に係る失踪者情報の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習による失踪者等の恐害調査・対応

- (注) 予算額は30年度補正(2)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内訳、(後)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内訳(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援補助金571億円の内訳(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。

外国人受け入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

2019年度予算額 1,353百万円  
前年度予算額 486百万円



- この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数（2016年：4.4万人(1.8万人増)）及びそれ以外の国内の日本語学習者数（2017年：24万人(7.6万人増)）は大幅に増加。
- こうした状況に加えて、深刻な人手不足を踏まえ、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設（2019年4月施行）。
- 外国人の受け入れ拡大に向け、外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備するため、日本語教育・外国人児童生徒等に向けた教育の充実を図る。

I. 生活者としての外国人に対する日本語教育の充実

2019年度予算額(案) 804百万円 (前年度予算額 221百万円)

(1) 外国人に対する日本語教育機会の提供

- 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 497百万円（新規）
  - ・ 都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。
- 日本語教室空白地域解消の推進等 140百万円（50百万円）
  - ・ 日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象としたアドバイザーの派遣、インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）の開発等を実施。
- 日本語教育の先進的取組に対する支援等 90百万円（128百万円）
  - ・ NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施。



(2) 日本語教育人材の確保等

- 日本語教育人材の質の向上 63百万円（28百万円）
  - ・ 文化審議会国語分科会がとりまとめた「日本語教育人材の養成・研修における教育内容」等の普及のため、大学や日本語教育機関等の行う養成・研修カリキュラムの開発等を支援。
- 日本語教育のための基盤的取組の充実 14百万円（15百万円）
  - ・ ①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究の実施。



(文化庁委託事業による地域の日本語教室の例)

II. 外国人児童生徒等への教育の充実

2019年度予算額(案) 549百万円 (前年度予算額 265百万円)

(1) 共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実

- 日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実 289百万円（168百万円）
  - ・ 日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築など、自治体が公立学校で行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。
- 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 200百万円（新規）
  - ・ きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援を行う。
- 教員等の資質能力の向上 120百万円（120百万円）
  - ・ 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るために、教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」を開発・普及する。
- 外国人高校生等に対するキャリア教育等の充実 100百万円（新規）
  - ・ 高校やNPO等が中心となり、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携し、外国人の高校生等に対する包括的な支援を行う取組を支援。

(2) 外国人に向けた漏れのない教育機会の提供

- 定住外国人の子供の就学促進事業 80百万円（43百万円）
  - ・ 日本語の基礎的な学習機会等を提供し、公立学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助。
- 夜間中学における就学機会の提供推進 46百万円（36百万円）
  - ・ 夜間中学に通う生徒の約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置促進と、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るための調査研究等を行う。



【関連施策】外国人留学生の国内就職支援

- ・ 留学生就職促進プログラム 370百万円（362百万円）
- ・ 専修学校グローバル化対応推進支援事業 196百万円（195百万円）
- ・ 日本留学海外拠点連携推進事業 450百万円（310百万円）

日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現

## 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 概要 ～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～

背景 近年、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数は大幅に増加しているとともに、外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題も指摘されている。また、新たな在留資格が2019年4月より創設され、将来的には家族帯同による外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる。

景 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討（2019年1月～6月、8回開催）。

### 重点的に進めるアクション

#### 外国人児童生徒等への教育の充実

##### 学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実

- ① 学校における教員・支援員等の充実
  - ・多言語化への対応（多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実）
- ② 教員の資質能力向上
  - ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保
- ③ 進学・キャリア支援の充実
  - ・高校生に加えて、中学生の支援を充実
  - ・高校入試における外国人生徒への特別な配慮を促進
- ④ 障害のある外国人の子供への支援
  - ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置
  - ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実

##### 地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生

- ⑤ 外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進
  - ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実
  - ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就園ガイド（仮称）を作成
- ⑥ 夜間中学の設置促進等・教育活動の充実
  - ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進
  - ・日本語指導等を含む教育活動の充実
- ⑦ 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実
  - ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進

#### 外国人に対する日本語教育の充実

- ① 日本語教育の機会確保
  - ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進
  - ・日本語学習 I C T 教材の対応言語を拡大（8→14言語）
- ② 日本語教師の質の向上
  - ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（2019年3月）」を踏まえ、日本語教師の資格化を進める
  - ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及
- ③ 日本語教育機関の質の向上
  - ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続

#### 留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底

- ① 留学生の国内就職の促進
  - ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定
  - ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に係る研修会を実施
  - ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載
- ② 留学生の在籍管理の徹底
  - ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
  - ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化
  - ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定及び適合性の確認



施 策 説 明 資 料  
文化庁国語課

令和元年度  
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

# 文化庁における日本語教育施策



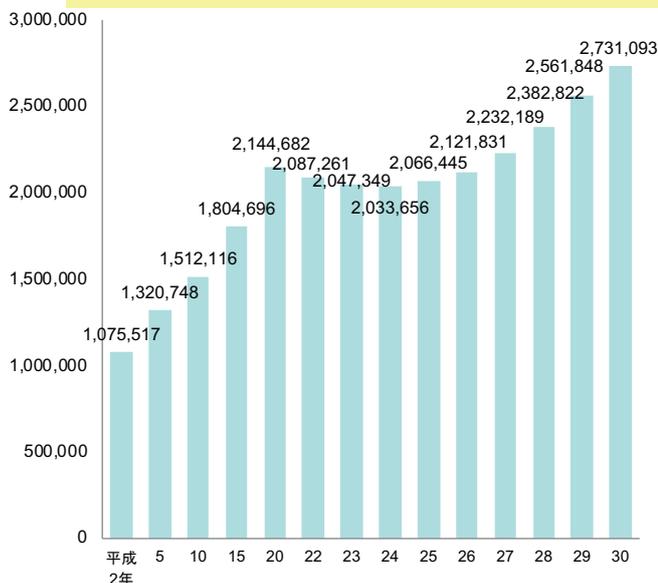
令和元年8月1日(木)

文化庁国語課長  
高橋 憲一郎

## 国内の日本語学習者数等の推移

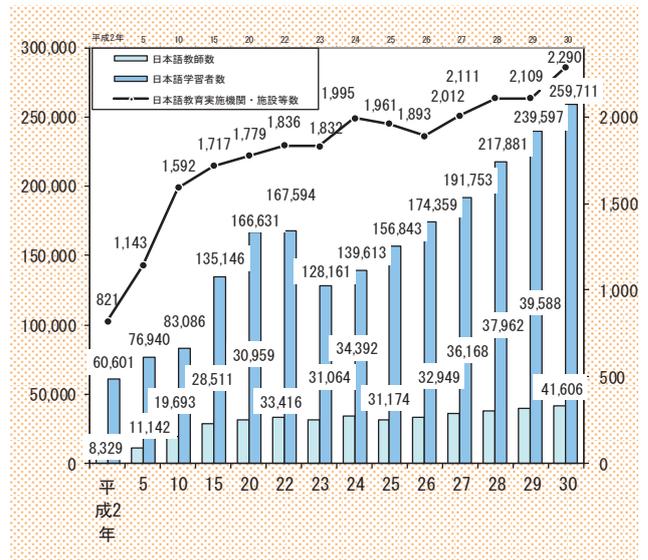
- 平成30年末現在で、在留外国人数は約273万人となり、我が国人口の約2.2%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成30年には約26万人で過去最高。

在留外国人数の推移



※平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は在留外国人数。  
いずれも法務省(各年末現在)

国内の日本語学習者数等の推移



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

## 審議会における検討

### ○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、下記5点を取りまとめ。
  - ①「標準的なカリキュラム案」(2010年5月)、②「活用のためのガイドブック」(2011年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(2012年1月)、⑤「日本語指導力評価」(2013年2月)
  - ・「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(2013年2月)において、日本語教育に関する諸課題について、主な論点を11項目に分けて整理した。
  - ・2018年3月には、国語分科会において、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を取りまとめ。
  - ・現在、「日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備」について検討中(2019年度中に結論を得る予定。)
  - ・2019年度以降、「日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR)」についての審議に着手する予定。

## 具体的な事業の実施

### 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(前年度予算額 85百万円)  
元年度予算額 46百万円

#### ○地域日本語教育実践プログラム

NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施  
【令和元年度実績】21件(地方公共団体、NPO等)

#### ○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施(毎年20名程度)

### 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

(前年度予算額 50百万円)  
元年度予算額 140百万円

#### ○地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室空白地域であって、日本語教育のノウハウを有していない地方公共団体に対し、アドバイザーの派遣等の支援を実施  
【令和元年度実績】19件(主に市町村)

#### ○日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供

日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対し、インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供  
令和元年度は、6言語(日・英・中・スペイン・ポルトガル・ベトナム)開発予定

#### ○空白地域解消推進協議会

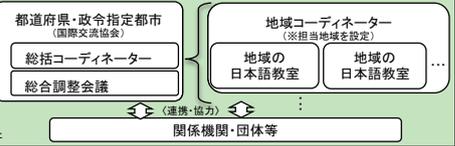
## 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(新規)

新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進。

(新規)  
元年度予算額 497百万円

- プログラムA
  - ・地域の実態調査や実施計画策定のための経費を補助
- プログラムB
  - ・地方公共団体における総合的な体制づくりのため、司令塔となる人材や日本語教室運営などの経費を補助

※A、Bともに都道府県・政令指定都市への2分の1補助  
【令和元年度実績】プログラムA 8件、プログラムB 8件



### 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業

(前年度予算額 28百万円)  
元年度予算額 63百万円

文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」の普及を図るため、以下の事業を実施(他の機関の見本となる事例を構築する委託事業)

#### ○日本語教師養成プログラムの開発・実施

文化審議会国語分科会が示したモデルカリキュラムに基づく日本語教師の養成プログラムの開発と養成の実施

#### ○現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施

文化審議会国語分科会が示した教育内容に基づく現職日本語教師研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施

【令和元年度実績】

- ・養成…5件(大学、日本語教育機関)
- ・研修…17件(日本語教育機関、公益法人、地方公共団体等)

### 日本語教育に関する調査及び調査研究等

(前年度予算額 15百万円)  
元年度予算額 14百万円

- 日本語教育に関する実態調査
- 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究
- 日本語教育研究協議会
  - 日本語教育関係者を対象に優良事例の紹介等を行うイベント
- 日本語教育コンテンツ共有化推進事業
  - 日本語教育に関するポータルサイト「NEWS」を運用
- 日本語教育推進会議
  - 関係省庁や日本語教育関係団体が意見交換や情報共有を行う会議

### 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(前年度予算額 43百万円)  
元年度予算額 44百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育プログラム等を外部に委託して実施

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(平成19年7月設置)では、平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

### 報告書の構成



### これまでの検討状況

平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」を取りまとめ。

平成26年5月から、論点7「日本語教育のボランティアについて」、論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」審議を行い、平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて(報告)」を取りまとめ。

平成28年5月から、論点6「日本語教育の養成・研修について」審議を行い、平成30年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を取りまとめ。  
平成31年3月4日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」を取りまとめ。

### 今期の審議予定

論点5「日本語教育の資格について」引き続き、検討を行っている。  
論点3「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」検討を行っている。

【目的】 新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる中、外国人を日本社会の一員として受け入れていく(社会包摂)ため、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

## プログラムA

〈主な目的〉

- 国と地方公共団体が、**地域の日本語教育の実態や課題等を把握**
- 都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な**計画策定**を通じ、今後の対応方針を明確化

〈概要〉

### ○地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

### ○実施計画策定

地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

- 採択件数：**30件程度**（1年間）
- 補助率：**2分の1**
- 補助額：1件当たり**450万円程度**を想定

2年目以降に一部Bに移行

## プログラムB

〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。

〈概要〉

### ○総合的な体制づくりのための取組への補助

都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の**司令塔機能**を置くとともに、**地域日本語教育コーディネーター**が、当該**地域や外国人の特性等に対応**した教育プログラムを策定し、地域内の日本語教室への指導・助言等を行うような**総合的な体制づくり**のための取組を財政的に支援。

その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より実効性の高い計画となることを促進。

### ○優良事例等の普及

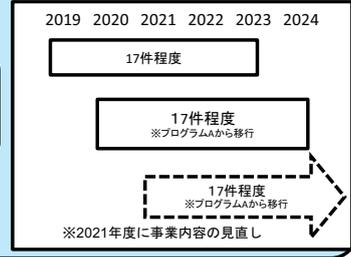
国は、優良事例について、会議やポータルサイト等を通じて、その普及を図る。

- 採択件数：**17件程度**
- 補助率：**2分の1**
- 補助額：1件当たり**1900万円程度**を想定



(文化庁委託事業による地域の日本語教室の例)

〈年度進行のイメージ〉



- 都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
- 日本語教育のポータルサイト(NEWS)等を通じて、優良事例等の成果を全国に普及

日本全国で外国人に対する日本語教育体制が確立し、全国各地に日本語教育が行き渡る

〈令和元年度実績〉

・採択件数：プログラムA 8件 プログラムB 8件

●経済財政運営と改革の基本方針2018 ●未来投資戦略2018 いずれも平成30年6月15日閣議決定

## 地域日本語教育実践プログラム

日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地の優れた取組を支援することにより、地域における日本語教育の拠点が各地に整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とする。

- 〈令和元年度委託実績〉
- ・採択件数：プログラム(A) 13件 プログラム(B) 8件
  - ・受託団体：地方公共団体、NPO法人、公益法人、大学等
  - ・採択金額：約200万円/件

**プログラム(A)**  
「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組  
「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 日本語教育の実施
- 人材の育成
- 教材の作成

**プログラム(B)**  
地域資源の活用・連携による総合的取組  
地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

- (想定される取組例)
- ・子育てや防災の取組との連携
  - ・地方公共団体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

## 文化庁

成果の普及

事例の収集、カリキュラム案等の検証・改善

審議会報告・成果物の提供  
文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。



## 地域日本語教育コーディネーター研修

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等、地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。(定員20名)

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要がある

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

●地域日本語教育実践プログラムA

○愛知県「地域における初期日本語教室実施事業

～地域の日本語教室と連携した初期日本語教育の愛知モデル（あいち初期日本語教育プログラム）の構築に向けて～

- ・日本語教育専門家による初期日本語教育の体制を整備し、地域日本語教室への参加の動機付けを高めることで外国人県民を地域社会の一員として社会から排除されないための社会インフラの整備を目指すとともに、日本語教育専門家と市民が連携した日本語教室を実施。

○公益財団法人大垣国際交流協会

「地域日本語力はぐみ事業～外国人から支援ボランティアまで～」

- ・日本語が話せない外国人を対象に日本語や地域生活のルールを習得する「日本語教室」の開催、日本語学習をサポートできる人材の育成のための「日本語指導のボランティア講座」の実施、生活情報・行政情報を盛り込んだ日本語学習教材を作成。

●地域日本語教育実践プログラムB

○公益財団法人福島県国際交流協会

「ふくしま地域連携型日本語学習総合推進事業」

- ・外国人住民が散在している状況を鑑み、空白地域（西郷村）を含んだ日本語学習支援の体制整備を通じて、外国人住民が日常生活をする上で必要かつすぐに使える実用的な日本語能力を習得できる環境づくりに取り組んだ。

○大阪市教育委員会

「日本語学習を通じた学習者の生活課題等に対応する学びの場の体制づくり」事業

- ・日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し、学習機会を提供するとともに、学習・教室運営に関わる人材育成を行い、総合的な識字・日本語学習の推進を図った。

○特定非営利活動法人可児市国際交流協会

「地域多文化共生人材育成事業」

- ・地域で暮らす外国人に必要な日本語の会話や読み書きの習得を支援するとともに、地域の様々な文化を習得する機会を日本語教育の拠点として整備した。また近隣の空白地域である坂祝町に対して支援を行い、日本語教室の立ち上げを目指した。

※令和元年度の実施団体は以下のとおり。

＜実践プログラムA＞ 13団体実施

- 愛知県 ○坂祝町 ○公益財団法人千葉市国際交流協会
- 特定非営利活動法人可児市国際交流協会

＜実践プログラムB＞ 8団体実施

- 高岡市 ○大阪市教育委員会 ○高岡市 ○静岡県ベトナム人協会
- 社会福祉法人さほうとにじゅういち ○学習院大学 等

※ 事業報告書は、文化庁ウェブサイトの「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」のページを御覧ください。（平成30年度分掲載終了）。

地域日本語教育コーディネーター研修

1. 研修の目的

文化庁では、地域において日本語教育を推進していく立場を担っている方を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を開催しています。

2. 研修の対象者

(i) 地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わる方

(ii) 日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わる方

かつ、以下の条件を満たす方

日本語教育に関する専門的な教育を受け、十分な経験（3～5年以上）を有し、地方公共団体（都道府県及び市区町村（教育委員会を含む））、国際交流協会、又は社会福祉協議会が推薦する方。



趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約45万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。さらに、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。

●経済財政運営と改革の基本方針2018 ●未来投資戦略2018 いずれも平成30年6月15日閣議決定

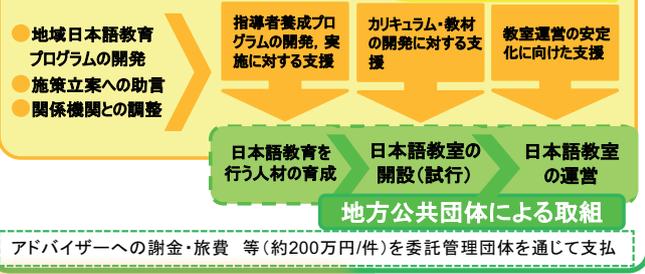
事業概要

地域日本語教育  
スタートアッププログラム

(前年度予算額 36.7百万円)  
元年度予算額 36.7百万円  
＜令和元年度採択実績＞  
・件数：19件・対象：地方公共団体等

アドバイザー派遣のイメージ

専門家チームによる3年サポート



空白地域解消推進協議会

(前年度予算額 2.7百万円)  
元年度予算額 2.7百万円

【対象】

- 地方公共団体
- 国際交流協会担当者等(定員45名)

空白地域解消の実践事例紹介

地域資源活用連携方法等協議



日本語学習教材の開発・提供

(前年度予算額 11百万円)  
元年度予算額 100.6百万円

日常生活に必要な日本語学習コンテンツの開発  
〔日本語・英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語等多言語で提供〕

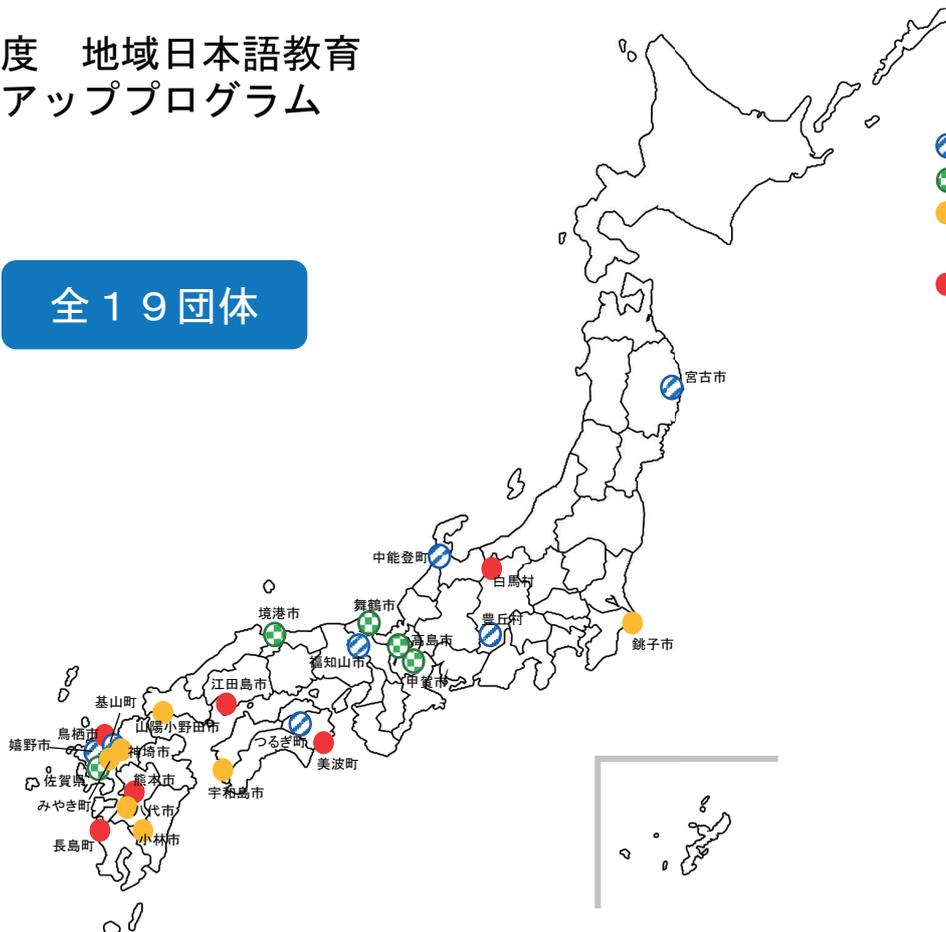


期待される効果

- 地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する
- 近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる
- 地域住民(日本人・外国人)の地域社会への参画が増える
- 地域住民が活躍、外国人の受け入れが円滑になる
- 地域が活性化する

令和元年度 地域日本語教育  
スタートアッププログラム  
実施団体

全19団体



- : 3年目(7団体)
- : 2年目(5団体)
- : 1年目(7団体)
- : 過去活用団体

事業概要

文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成30年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示す「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」（以下、「教育内容等」という。）の普及を図るため、これらに基づくプログラム等の開発及び養成・研修の実施を委託事業として実施する。

●経済財政運営と改革の基本方針2018 ●未来投資戦略2018 ●規制改革実施計画（左記、いずれも平成30年6月15日閣議決定）

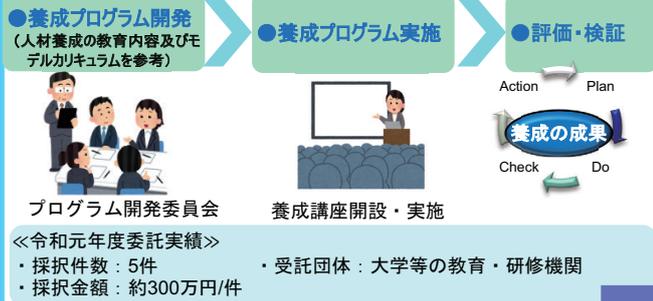
背景・趣旨

- 外国人の日本語学習者が増加する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
- このため、文化審議会国語分科会では日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を平成30年3月に取りまとめた。（ただし、現職日本語教師研修の活動分野については、「生活者としての外国人」、「留学生」、「児童生徒等」の3分野のみ）
- 平成30年度には、現職日本語教師研修において残された課題である3つ（「就労者」、「難民」、「海外」）の活動分野の教育内容及びモデルカリキュラムについて審議を行い、年度内に報告を取りまとめた。
- 上記の審議会報告で提言された養成・研修の「教育内容等」の普及を図るためには、「教育内容等」を実際に養成・研修の現場で適用し、効果的な運用モデルを構築することが必要であり、そのため本事業を平成30年度から実施している。
- 平成31年度については、平成30年度からの継続分実施に加え、新たな活動分野についても新規採択。

日本語教師養成

対象：これから日本語教師を目指す者

日本語教師養成プログラムの開発・実施



現職日本語教師研修

対象：既に日本語教育に携わる者

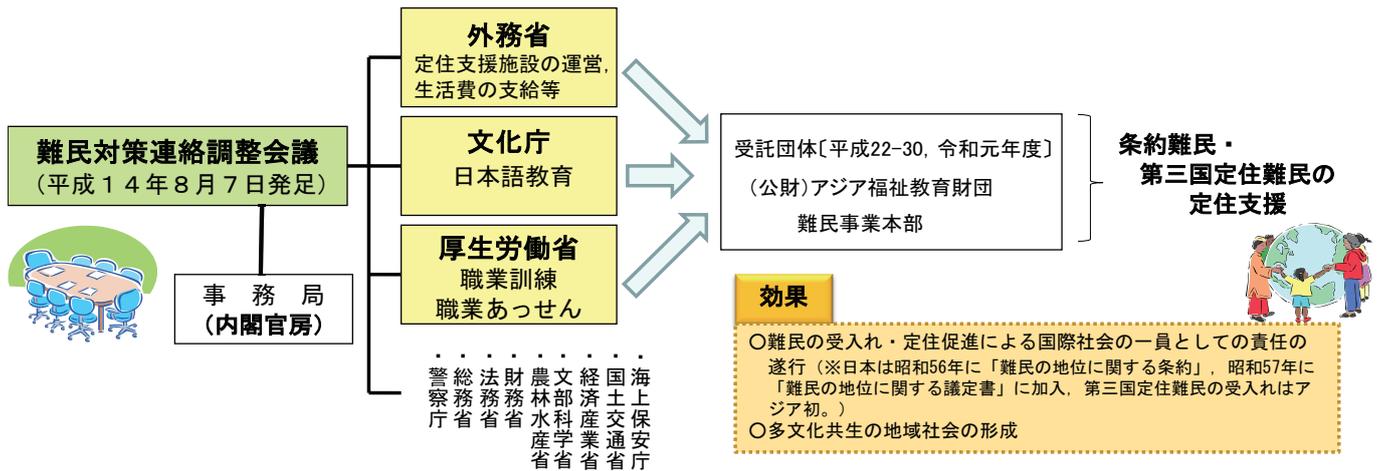
現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施



日本語教育人材の質の向上・日本語教育機関の教育水準の向上

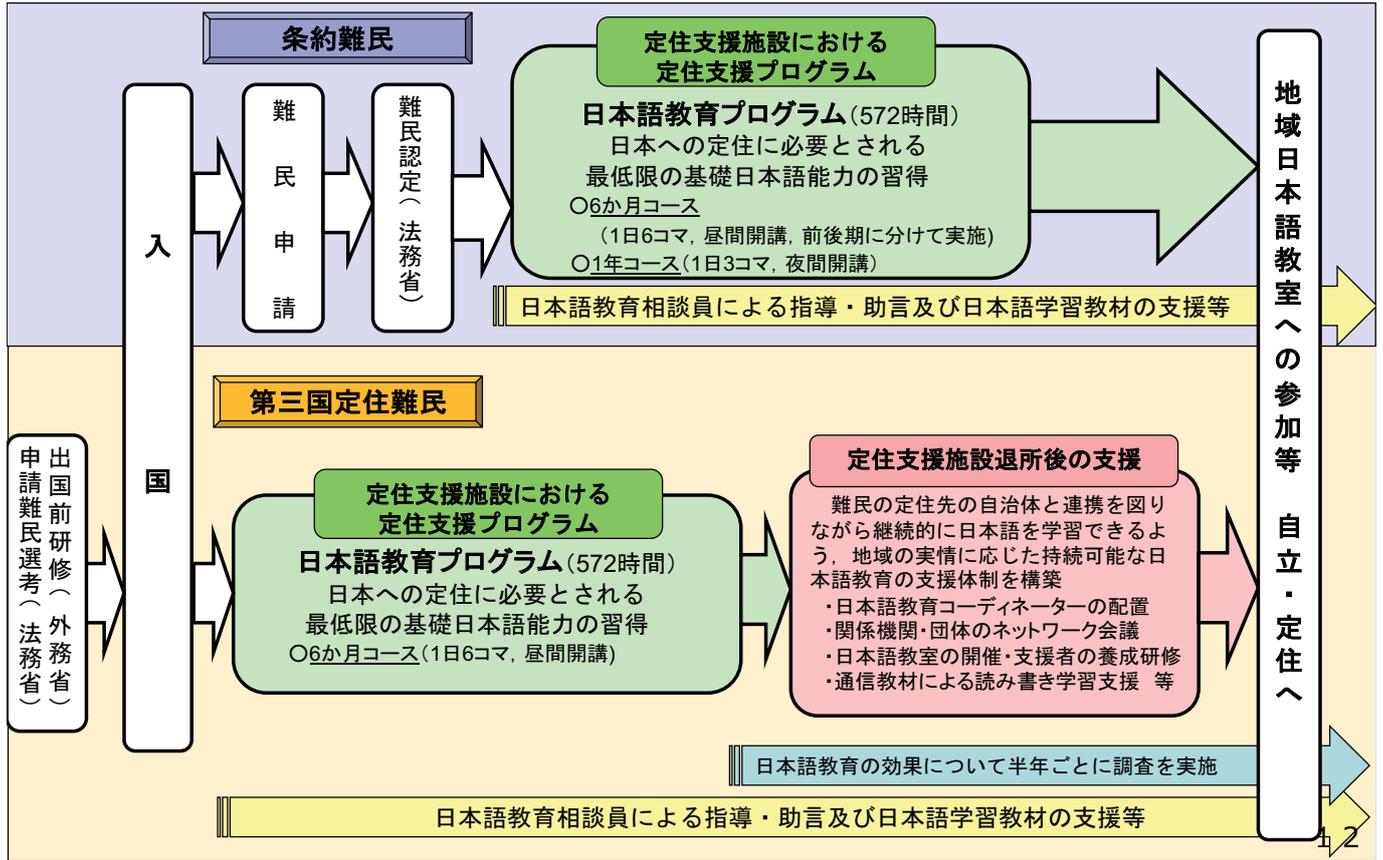
10

政府の難民に対する定住支援体制



条約難民	「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。 (※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。
第三国定住難民	難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受入れられる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。 (他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)

11



日本語教育に関する調査及び調査研究

(前年度予算額 7百万円)  
元年度予算額 8百万円

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するとともに、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

○日本語教育に関する実態調査

4百万円(3百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

3百万円(3百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。

(想定される主な課題)

- 外国人の日本語習得や日本語教師の研修に関する課題及び改善策の調査研究
- 日本語教育施策の効果の検証及び検証に基づく改善策等に関する調査研究
- 標準的なカリキュラム案等の活用状況及びその課題に関する調査研究

(近年の調査内容)

- 令和元年度：大学における日本語教師養成課程の実施状況について
- 平成30年度：国内外で実施されている第二言語及び外国語としての日本語の能力評価の仕組み等について
- 平成29年度：日本語教員養成プログラムにおける教育実習及び現職の日本語教員を対象とした研修の実施状況について
- 平成28年度：日本語教育に関する取組の社会的効果の測定方法について

日本語教育に関する実態調査と日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究の結果を活用し、外国人に対する日本語教育施策をより一層推進

## 日本語教育研究協議会等の開催

### 日本語教育大会の開催

広く日本語教育に関わる方々を対象に、日本語教育に関する国の施策や様々な取組の現状についての理解の増進を図り、日本語教育の充実と推進に資することを目的として、昭和51年から開催しています。

＜令和元年度開催地＞

- 東京（9月7日，8日）
- 京都（10月12日，13日）

### 都道府県・市区町村等 日本語教育担当者研修

地方公共団体の日本語教育担当者を対象に、地域の日本語教育に関する取組についての情報交換を行い、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を平成20年から開催しています。

### 都道府県政令指定都市 日本語教育推進会議

日本語教育の体制整備における課題解決のため、今後の方策や連携協力の在り方などについて検討することを目的として、複数のブロックに分けて開催しています。



## 省庁連携日本語教育基盤整備事業

（前年度予算額 3百万円）  
元年度予算額 3百万円

### 背景

- 政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関する施策を推進。
- 日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。
- 全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備することが必要。

日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため、関係府省及び関係機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催。加えて、関係機関等が独自に作成している教材等のコンテンツを共有するための、日本語教育コンテンツ共有システムを着実に運用する。



### ○日本語教育推進会議

- ・関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。  
【平成24年1月23日（第1回）、平成24年3月12日（第2回）、平成24年9月21日（第3回）、平成25年9月25日（第4回）、平成26年9月24日（第5回）、平成27年9月16日（第6回）、平成28年9月15日（第7回）、平成29年9月14日（第8回）、平成30年9月19日（第9回）】

### ○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- ・日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、論文、報告書、団体・人材情報等）を共有し、①信頼性のある情報を、②確実に、かつ③効率的に探し出し、活用できる仕組みを構築。  
**NEWS : Nihongo Education contents Web sharing System**  
(平成25年4月1日運用開始 <http://www.nihongo-ews.jp>)
- ・日本語教育に関するコンテンツを収集し、更なる充実を図る。



分類から検索

▼コンテンツ種別

▼対象者

▼学習者

▼学習目的

▼対象言語

▼学習内容

▼標準的なカリキュラム案等

※学習者向けの言語別コンテンツは、下記一覧からも御覧になれます。

English

한국어

Español

Português

キーワードで検索（書誌名称，概要，書誌内容，所有者）

検索

このサイトは文化庁国語課が運営しています。

カリキュラム案  
5点セット

▶ 概要とダウンロード

多言語調査票

▶ 共通利用項目の概要と  
ダウンロード

関連事業・関連情報

- ▶ 各種関連情報
- ▶ 文化庁委託事業イベント  
(2018年9月26日)
- ▶ 日本語教育に関連する各地のイベント  
(2018年2月9日)
- ▶ リンク集

このサイトについて



「NEWS」は、日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等（「日本語教育コンテンツ」）を横断的に検索できる情報検索サイトです。

このサイトは、日本語教育機関が持っている日本語教育コンテンツの共有化と活用を促すことを目的に、文化庁が提供しています。

このサイトの愛称「NEWS」は、日本語教育コンテンツ共有システムを意味する英語表記（Nihongo Education contents Web sharing System）の略称から名付けられたものです。



16

## 文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等を文化庁WEBサイトで公開していますので、是非御覧ください。

文化庁WEBサイト（日本語教育） [http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/)

- 文化庁における日本語教育関連年間予定表
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
  - ・報告書等のダウンロードができます。また、会議は傍聴が可能です。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
  - ・過去の事業概要・募集案内などを御覧いただけます。

<取組の報告>

- ・各地の取組の報告を掲載しています。

<地域日本語教育コーディネーター研修>

- ・地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たしている方等を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を平成22年度より毎年開催しています。各地域の日本語教育実践者を御推薦ください。（8月1日締切）

- 日本語教育研究協議会

- 文化庁広報誌「ぶんかる」 <http://prmagazine.bunka.go.jp/index.html>

- ・「地域日本語教室からこんにちは！」を連載しています。各地で日本語を学び、地域社会で活躍している「生活者としての外国人」の方の声をお届けしています。

- 講演・説明について

- ・文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望される場合、下記まで御相談ください。

<文化庁文化教育部国語課> 電話：03-5253-4111（内線2644） 担当：増田，北村

17

## 2019年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択一覧

### <プログラムA>

補助事業者名	代表者職名・氏名	事業名	国庫補助 内定額 (千円)
神奈川県	知事 黒岩 祐治	かながわの日本語教育体制整備事業	2,492
岐阜県	知事 古田 肇	日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	3,000
静岡県	知事 川勝 平太	静岡県における地域日本語教育の総合的な推進計画策定	4,500
京都府	知事 西脇 隆俊	地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	3,500
横浜市	市長 林 文子	日本語教育に係る地域の実態調査、及び推進計画策定	4,500
浜松市	市長 鈴木 康友	浜松市における地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	2,300
名古屋市	市長 河村 たかし	地域日本語教育体制づくりのための実態調査および実施計画策定	4,458
広島市	市長 松井 一寛	広島市における外国人市民の日本語能力向上支援事業	4,475

### <プログラムB>

補助事業者名	代表者職名・氏名	事業名	国庫補助 内定額 (千円)
茨城県	知事 大井川 和彦	外国人材活躍促進事業	3,383
石川県	知事 谷本 正憲	石川県における地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	3,038
長野県	知事 阿部 守一	長野県における日本語学習の総合的な支援体制づくり推進事業	3,254
兵庫県	知事 井戸 敏三	兵庫県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	12,312
島根県	知事 丸山 達也	しまね多文化共生推進事業(日本語学習支援)	3,887
広島県	知事 湯崎 英彦	日本語教育を核とした多文化共生の地域づくり支援事業	4,098
宮崎県	知事 河野 俊嗣	宮崎県における地域日本語教育体制整備事業	6,535
神戸市	市長 久元 喜造	神戸市における地域日本語教育体制整備事業	3,270

**2019年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業  
【地域日本語教育実践プログラム(A)】採択団体一覧**

都道府県	実施機関名	代表者職名
福島県	蓬莱日本語教室	代表
埼玉県	地球っ子クラブ2000	代表
千葉県	公益財団法人 千葉県国際交流協会	理事長
東京都	公益財団法人 新宿未来創造財団	事務局長
東京都	特定非営利活動法人 PEACE	理事長
岐阜県	特定非営利活動法人 可児市国際交流協会	理事長
岐阜県	坂祝町	町長
静岡県	特定非営利活動法人 フィリピンナガイサ	理事長
静岡県	一般社団法人 磐田国際交流協会	会長
愛知県	愛知県	知事
大阪府	大阪府教育委員会	教育長
大阪府	一般財団法人 ダイバーシティ研究所	代表理事
大阪府	公益財団法人 吹田市国際交流協会	理事長

**2019年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業  
【地域日本語教育実践プログラム(B)】採択団体一覧**

都道府県	実施機関名	代表者職名
東京都	社会福祉法人 さぼうとにじゅういち	理事長
東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団	理事長
東京都	学習院大学	学長
富山県	高岡市	市長
岐阜県	公益財団法人 大垣国際交流協会	理事長
静岡県	静岡県ベトナム人協会	会長
大阪府	大阪市教育委員会	教育長
兵庫県	特定非営利活動法人 にほんご豊岡あいうえお	理事長

2019年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白  
地域解消推進事業～地域日本語教育スタートアッププログラム～  
採択団体

番号	都道府県	市区町村・団体名
1	岩手県	宮古市国際交流協会
2	長野県	豊丘村教育委員会
3	石川県	中能登町教育委員会
4	京都府	福知山市
5	徳島県	つるぎ町教育委員会
6	佐賀県	嬉野市
7	佐賀県	基山町
8	滋賀県	甲賀市
9	滋賀県	高島市国際協会
10	京都府	舞鶴市
11	鳥取県	境港市
12	佐賀県	佐賀県
13	千葉県	銚子市国際交流協会
14	山口県	山陽小野田市国際交流協会
15	愛媛県	宇和島市
16	佐賀県	神埼市
17	佐賀県	みやき町
18	熊本県	八代市
19	宮崎県	小林市

## 2019年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業 採択団体

審査番号	事業区分	実施機関名	代表者職名	代表者氏名	採択状況
日本語教師の養成カリキュラム開発					
1	大学における日本語教師養成コース(副専攻)26単位以上	関西大学	学長	芝井 敬司	継続
2		京都女子大学	京都女子学園理事長	芝原 玄記	新規
3		国立大学法人 大阪教育大学	学長	栗林 澄夫	新規
4	民間等における日本語教師養成研修(420単位時間以上)	株式会社 インターカルト日本語学校	代表取締役	加藤 早苗	継続
5		株式会社 SJI	理事長	吉岡 正毅	新規
日本語教育人材の研修カリキュラム開発					
6	「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修	一般社団法人 グローバル人材サポート浜松	代表理事	堀 永乃	継続
7		株式会社 インターカルト日本語学校	代表取締役	加藤 早苗	継続
8	留学生に対する日本語教師【初任】研修	一般財団法人 日本語教育振興協会	理事長	佐藤 次郎	継続
9		ヒューマンアカデミー株式会社	代表取締役	川上 輝之	継続
10	児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修	一般社団法人 ふくしま多言語フォーラム	代表理事	中川 祐治	新規
11	就労者に対する日本語教師【初任】研修	一般財団法人 日本国際協力センター	理事長	山野 幸子	新規
12		特定非営利活動法人 日本語教育研究所	理事長	西原 鈴子	新規
13		一般社団法人 応用日本語教育協会	代表理事	吉岡 正毅	新規
14	難民等に対する日本語教師【初任】研修	公益社団法人 国際日本語普及協会	理事長	関口 明子	新規
15		社会福祉法人 さぼうとにじゅういち	理事長	吹浦 忠正	新規
16	日本語教師【中堅】に対する研修	公益社団法人 日本語教育学会	会長	石井 恵理子	継続
17		一般社団法人 全日本学校法人日本語教育協議会	代表理事	長沼 一彦	継続
18		学校法人 長沼スクール	理事長	長沼 一彦	新規
19		学校法人 桜美林学園 桜美林大学	理事長	佐藤 東洋士	新規
20	日本語教育コーディネーター(主任教員)に対する研修	一般財団法人 日本語教育振興協会	理事長	佐藤 次郎	継続
21	日本語学習支援者に対する研修	特定非営利活動法人 国際活動市民中心	代表理事	黒澤 玉夫	継続
22		長野県	知事	阿部 守一	継続



施 策 說 明 資 料  
文 部 科 学 省 總 合 教 育 政 策 局  
男 女 共 同 參 画  
共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課

令和元年度  
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和元年8月1日

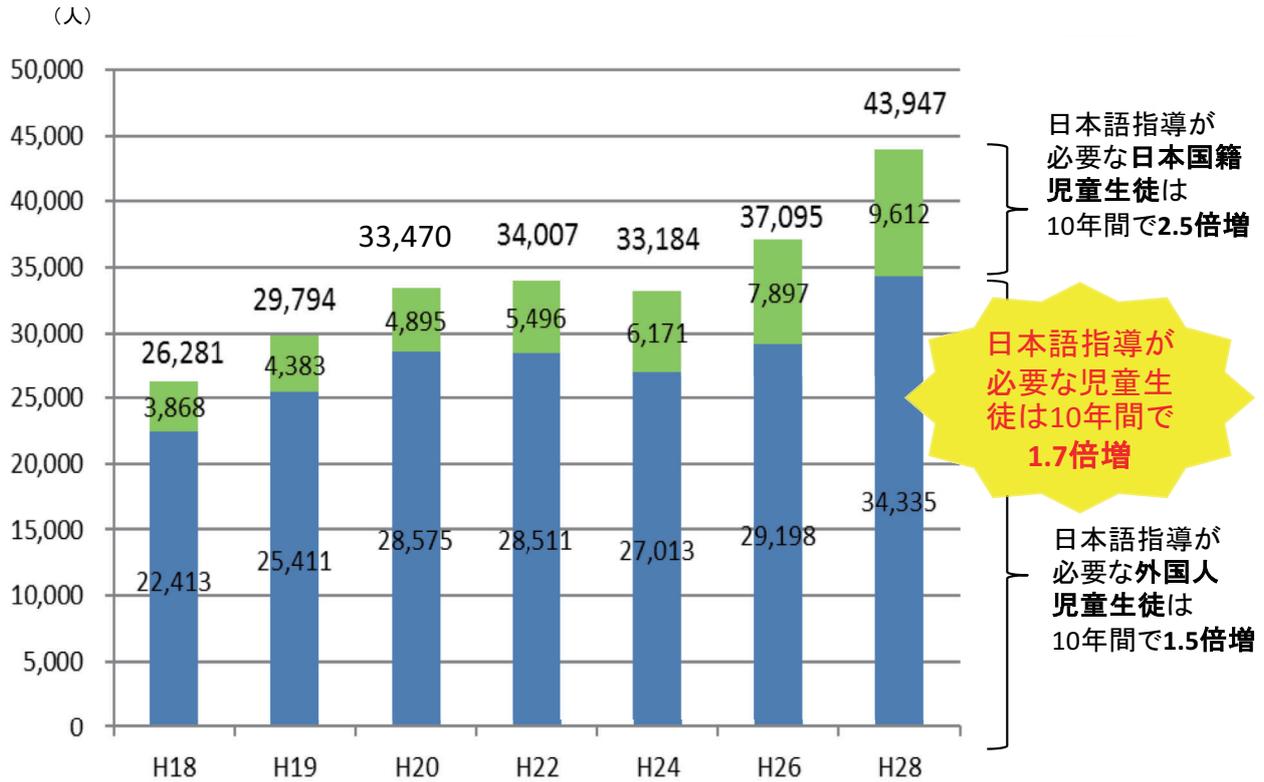
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課



外国人児童生徒等教育の現状

# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」

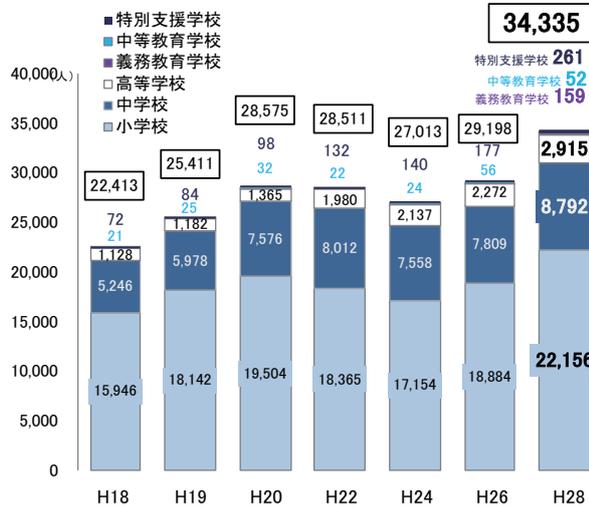
3

# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

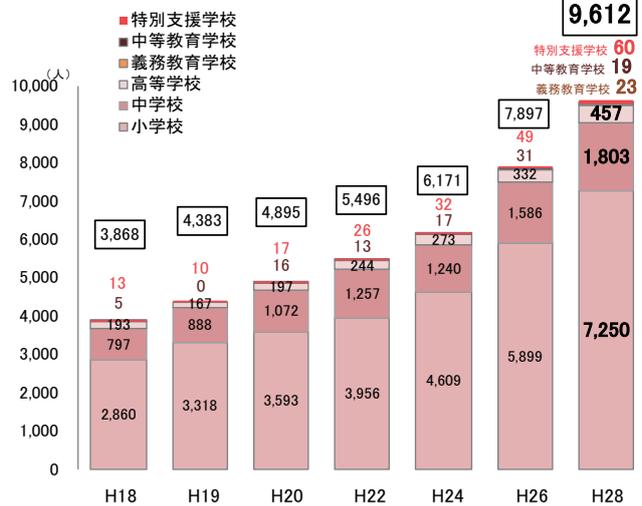
○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で**34,335人(17.6%増)**であり、前回調査より5,137人増加し、日本国籍の者は**9,612人(21.7%増)**であり、前回調査より1,715人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は80,119人(9.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**42.8%**となっている。

■日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

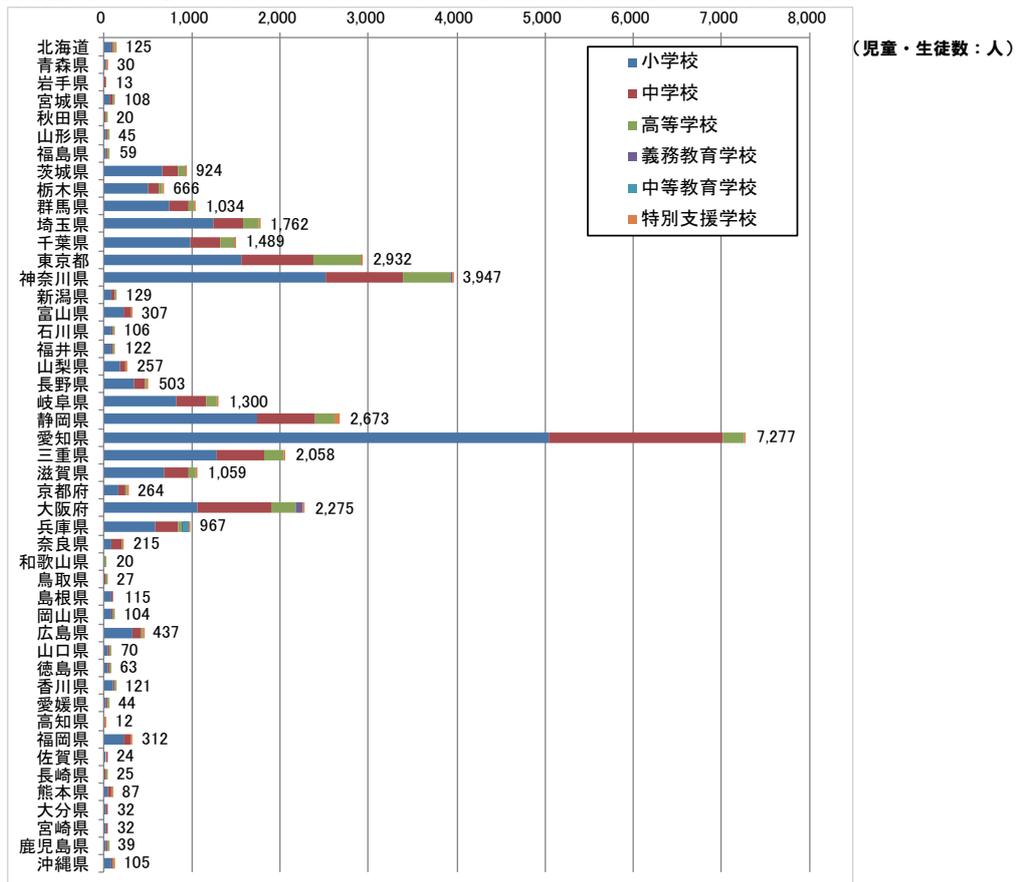


■日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



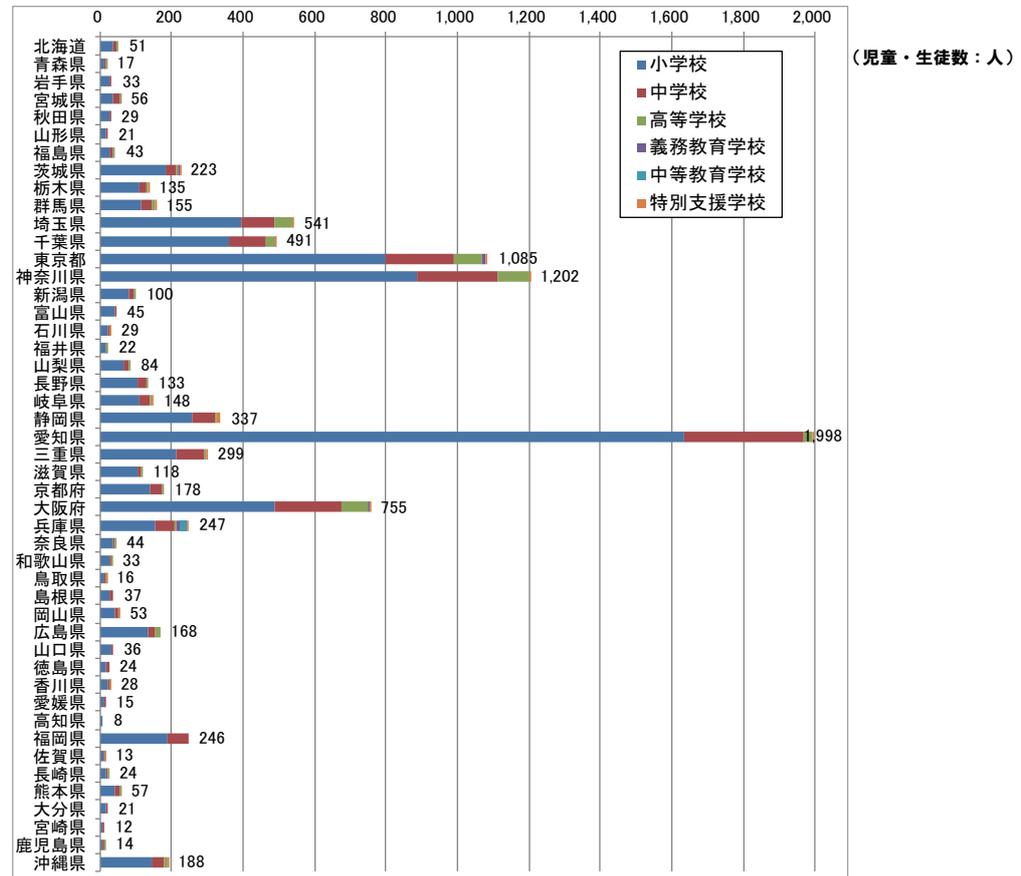
4

### 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）



5

### 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）

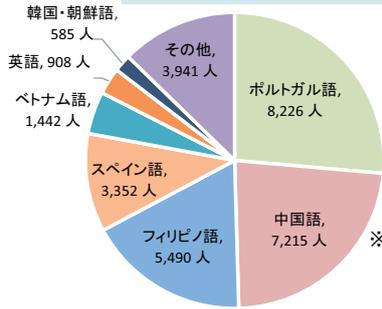


6

# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

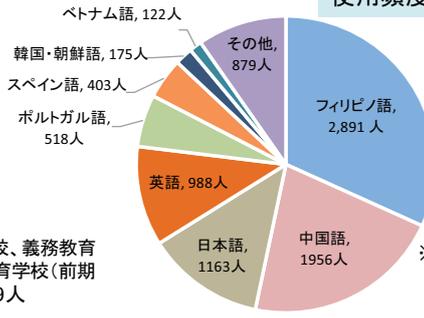
## ① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒の母語



※公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程) 31,159人

日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



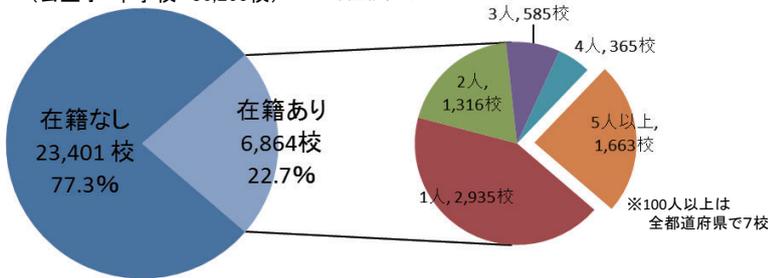
「その他」の言語  
インドネシア語、ウルドゥー語、タイ語、ネパール語、ベンガル語、モンゴル語、ロシア語、アラビア語、ペルシャ語、マレー語 等

※公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程) 7,485人

## ② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

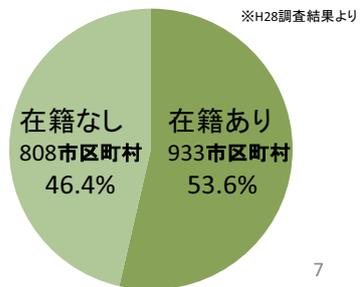
公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 30,265校) ※H26調査結果より



※100人以上は全都道府県で7校

公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



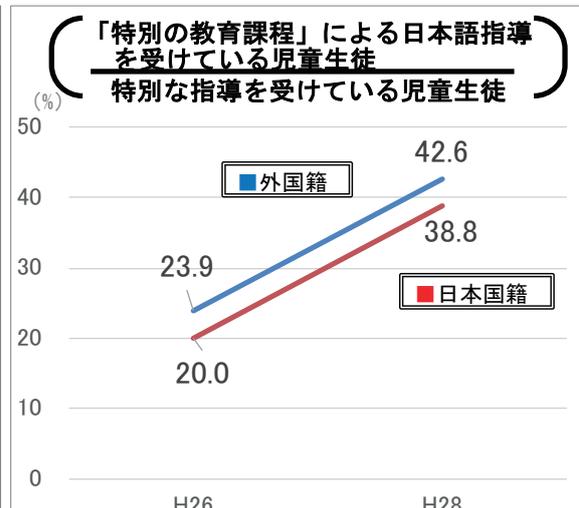
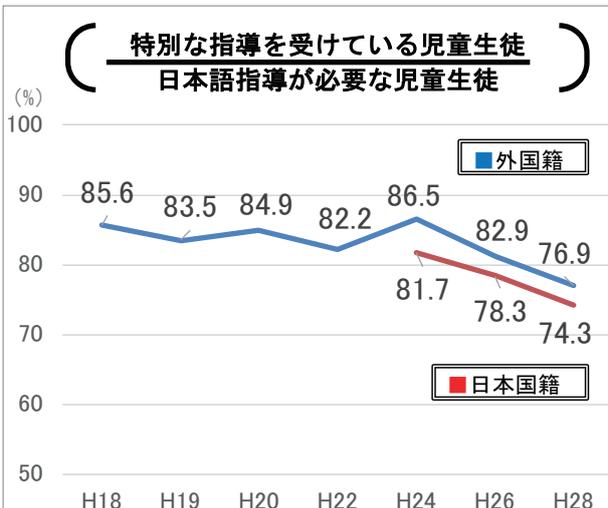
「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果より

# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導(教科の補習等)を受けている割合は、外国籍の者で**76.9% (6.1%減)**、日本国籍の者で**74.3% (4.1%減)**となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ**42.6% (18.7%増)**、**38.8% (18.8%増)**となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



# 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

## 1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】  
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容:児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象:小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者:日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数:年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所:原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施:計画及びその実績は、学校設置者に提出

## 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における**日本語指導の質の向上**
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の**意識及び指導力の向上**
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → **組織的・継続的な支援の実現**

## 3. 支援体制

国の施策

【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等  
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等  
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等  
・課外での指導・支援 等

9

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

### 趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

### 概 要

#### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・障害に応じた特別の指導(通級による指導)のための基礎定数の新設 (児童生徒13人に1人)
- ・日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設 (児童生徒18人に1人)
- ・初任者研修のための基礎定数の新設 (初任者6人に1人)

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- ・少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- ・教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

#### 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

#### 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等 (学校教育法等の一部改正)
- ・学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備(社会教育法の一部改正)

### 施 行 期 日

平成29年4月1日

10

# 日本語指導の充実

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)  
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後対応策の充実を図る。 **総額211億円(注)**

### 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

**(1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり**  
○ 「1国民の声」を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

**(2) 啓発活動等の実施**  
○ 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

### 生活者としての外国人に対する支援

**(1) 暮らしやすい地域社会づくり**

**① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備**  
○ 行政・生活全般の情報提供、相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設  
【「多文化共生総合相談システムセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備】〔20億円〕  
○ 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成、普及  
○ 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築〔8億円〕と多言語音声翻訳システムの利用促進

**② 地域における多文化共生の取組の促進・支援**  
○ 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援  
○ 外国人材の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

**(2) 生活サービス環境の改善等**

**① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等**  
○ 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住期において外国人患者が安心して受診できる体制を整備  
○ 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援

**② 災害発生時の情報発信・支援等の充実**  
○ 気象庁H.P.、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)  
○ 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

**③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実**  
○ 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許試験試験等の多言語対応  
○ 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応  
○ 消費生活センター(「1188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

**④ 住宅確保のための環境整備・支援**  
○ 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)  
○ 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供、居住支援等の促進

**⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上**  
○ 金融機関における外国人への取組に関する環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備  
○ 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

**(3) 円滑なコミュニケーションの実現**

**① 日本語教育の充実**  
○ 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)〔6億円〕  
○ 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)  
○ 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ)共通参照枠)  
○ 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

**② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理**  
○ 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)  
○ 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け  
○ 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実  
○ 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

**(4) 外国人児童生徒の教育等の充実**  
○ 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配属への支援〔3億円〕  
○ 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)  
○ 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)  
○ 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保〔1億円〕

**(5) 留学生の就職等の支援**  
○ 大卒者・クルーシブジャン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等  
○ 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化  
○ 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等〔6億円〕  
○ 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実〔14億円〕  
○ 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進  
○ 産官連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

**(6) 適正な労働環境等の確保**

**① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保**  
○ 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)  
○ 「外国人労働者相談センター」外国人労働者向け相談ダイヤルにおける多言語対応の推進・相談体制の拡充

**② 地域での安定した就労の支援**  
○ ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援  
○ 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

**(7) 社会保険への加入促進等**  
○ 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進  
○ 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)  
○ 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

### 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

**(1) 悪質な仲介事業者等の排除**  
○ 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施  
○ 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(プロカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化  
○ 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

**(2) 海外における日本語教育基盤の充実等**  
○ 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)  
○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)  
○ 在外公館等による情報発信の充実

### 新たな在留管理体制の構築

**(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化**  
○ 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始〔12億円〕  
○ 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の履行

**(2) 在留管理基盤の強化**  
○ 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況、雇用状況の正確な把握  
○ 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用  
○ 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化〔18億円〕

**(3) 不法滞在者等への対応強化**  
○ 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底〔5億円〕  
○ 技能実習に係る失業者情報の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失業者等の悪質調査・対応

# 共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

2019年度予算額 504百万円  
(前年度予算額 229百万円)



日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

<p><b>【指導・支援体制整備】</b></p> <p><b>拡充</b></p> <p><b>日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実</b> (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業) 補助対象：65都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3</p> <p>289百万円 (168百万円)</p> <p>各自治体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。</p>	<p><b>【高校生に対する包括支援】</b></p> <p><b>新規</b></p> <p><b>外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業</b> (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業) 補助対象：10都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3</p> <p>100百万円 (新規)</p> <p>高校等が、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携して、外国人高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う</p>	<p><b>【教員の指導力向上】</b></p> <p><b>外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業</b></p> <p>12百万円 (12百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モデルプログラム改訂版(最終版)、「養成・研修ガイドブック(仮称)」の作成</li> <li>モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催</li> <li>日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開</li> </ul>	<p><b>【実践交流、情報交換等】</b></p> <p><b>帰国・外国人児童生徒等教育に係る研究協議会等</b></p> <p>1百万円 (5百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰国・外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築</li> <li>必要な施策やその実施に当たっての諸問題、地域における取組等について研究協議、実践交流、情報交換等を実施</li> <li>先進地域での実践(プリント教材、動画資料)を集約・普及するポータルサイトの運営 13</li> </ul>
<p><b>定住外国人の子供の就学促進事業</b></p> <p>補助対象：30都道府県・市区町村等 補助率：1/3</p> <p>80百万円 (43百万円)</p> <p>就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助</p>	<p><b>多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実</b> (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業) 補助対象：100都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3</p> <p>20百万円 (新規)</p> <p>外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組に対する支援を行う。</p>		

## 帰国・外国人児童生徒等に対する指導・支援体制の整備

2019年度予算額 389,818千円  
(前年度予算額 210,782千円)



**現状の課題と対応**

- 日本語指導が必要な児童生徒は**増加傾向(10年間で1.7倍)**が続いており、**使用言語の多様化が進む**とともに、**集住化・散在化の両方の傾向がみられる**ようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、**特別な指導を受けていない児童生徒は近年増加傾向にあり、平成28年度では23.7%**。特別な指導を受けている児童生徒のうち、「**特別的教育課程**」による指導を受けている生徒は**41.8%**でありまだなお少ない。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、**日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など支援・指導体制の工夫を図る**ことにより、効率的に支援・指導を行うことが必要不可欠。

**◆日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実 289,312千円(167,582千円)**  
(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
補助対象：65都道府県・指定都市・中核市  
補助率：1/3

**◆多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 20,349千円(新規)**  
(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
補助対象：100都道府県・指定都市・中核市  
補助率：1/3

**◆定住外国人の子供の就学促進事業 80,157千円(43,200千円)**  
補助対象：30都道府県・市区町村等  
補助率：1/3

**【校内の支援・指導体制の構築】**

**新規** 親子日本語教室の開設 + **拡充** 日本語指導補助者、母語支援員、日本語指導コーディネーターの派遣等 + **新規** 日本人と外国人が共に学ぶ共生授業の実施

**効果的・効率的なサポート**

**【多言語翻訳システム等の活用】**

- 新渡日の保護者に対する就学ガイダンスや諸手続きを実施
- 児童生徒に対する初期日本語指導における会話補助
- 家庭訪問など外国人家庭等とのやりとりを活用 等

**【校外での就学支援の推進】**  
(自治体、NPO等が実施するもの)

- 学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 日本語指導、教科指導、母語指導等
- 日本の生活・文化への適応を  
目指した地域社会との交流等

**■取組事例についての成果と課題を定量的に把握しつつ、帰国・外国人児童生徒等の支援・指導体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る。**

# 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 補助メニュー一覧

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- ★拠点校の設置等による指導体制のモデル化
- 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施
- ★「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導補助者の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣
- 日本語指導コーディネーターの派遣
- ★小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクールの実施
- ★共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施
- ★親子日本語教室の実施
- ★ICTを活用した教育・支援 ※多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実
- ★高校生等に対する包括的な教育・支援 ※外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業
- 成果の普及
- その他

★は重点的に補助を行うメニュー

15

**TOPPAN**

音声翻訳によるスマホ・タブレット向け多言語コミュニケーションアプリ

**VoiceBiz** ボイスビズ 学校現場で/  
使える、頼れる!

外国籍の保護者やその子どもたちとのコミュニケーションでお困りではありませんか？  
生活指導、学習補助、家庭訪問などのさまざまなシーンで多言語コミュニケーションを支援します。

**VoiceBizの特徴**

- 1. 国産の高精度翻訳技術を採用**  
国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の研究成果に基づく翻訳技術を採用。音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語に対応。
- 2. 学校向けの固有名詞と定型文を標準搭載**  
学校でよく使う慣用語や固有名詞(300語)のほか、よく使うフレーズを定型文(200文)として標準搭載。
- 3. 少数からの利用が可能**  
ID/PASS認証と台数課金機能により、台数に応じてご利用が可能。

毎日、連絡帳を確認してください。  
Check the communication notebook every day.

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY  
総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications  
NICT 国立研究開発法人情報通信研究機構

国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の研究成果に基づく翻訳技術を採用。音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語に対応。

**VoiceBizの特徴**

- 1. 国産の高精度翻訳技術を採用**  
国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の研究成果に基づく翻訳技術を採用。日本語⇄英語の翻訳はニューラル翻訳を採用し、従来の統計翻訳より高精度な翻訳を実現。音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語に対応。  
※外国籍児童の翻訳はできません。
- 2. 学校向けの固有名詞と定型文を標準搭載**  
学校でよく使う慣用語や固有名詞(300語)のほか、よく使うフレーズを定型文(200文)として標準搭載。  
※学校名称、自宅住所、地名、交通などの登録はユーザーが別途必要。定型文は、国立大学法人千葉大学国際学部 各種英語教育センター 監修
- 3. 少数からの利用が可能**  
ID/PASS認証と台数課金機能により、台数に応じてご利用が可能。  
※台数課金制との関係は発行されるID/PASSが異なります。

●固有名詞(例)日本語：上履き  
英語：indoor shoes  
中国語(簡体字)：室內鞋

●定型文(例)日本語：お子さんは食物アレルギーがありますか？  
英語：Does your child have any food allergies?  
中国語(簡体字)：您孩子有食物過敏症吗？

■音声翻訳：11言語が翻訳可能 ※日本語⇄外国語の翻訳が可能。外国籍児童の翻訳はできません。  
日本語 ⇄ 英語/中国語(普通話)/韓国語/インドネシア語/タイ語/ベトナム語/ミャンマー語/ポルトガル語(ブラジル)/フランス語/スペイン語 ※フランス語・スペイン語は音声での対応には対応していません。

■テキスト翻訳：30言語が翻訳可能 ※日本語⇄外国語の翻訳が可能。外国籍児童の翻訳はできません。  
日本語 ⇄ 英語/中国語(簡体字)/韓国語/台湾語(繁体字)/アラビア語/タイ語/インドネシア語/オランダ語/スペイン語/タイ語/デンマーク語/ドイツ語/ヒンディー語/フィリピン語/フランス語/ベトナム語/ポルトガル語(ポルトガル語(ブラジル))/マレー語/ロシア語/ミャンマー語/インドネシア語/トルコ語/シンハラ語/トルコ語/スバール語/ハンガリー語/モンゴル語/ラオス語

■導入費用：●初期費：100,000円(税抜) ●1台当たり利用料：5,000円/月(税抜)  
(有料オプション)  
・固有名詞翻訳：1冊1,500円(税抜) ※日本語から、英・中(簡体)・韓への翻訳。読み取り時の対応はできません。  
・定型文翻訳：1文(20文字まで)2,500円(税抜) ※日本語から、英・中(簡体) 韓への翻訳を交換。  
・固有名詞登録作業：定型文登録作業、それぞれ1回20,000円(税抜)  
※得意先ごとの導入状況により異なります。

本サービスをご利用いただくには、通信可能なiOS/Androidのスマートフォン、タブレットに専用アプリをインストールする必要があります。  
※アプリはiOS/Androidの両方のプラットフォームでダウンロードできます。  
※台数課金制は複数端末で利用可能なID/PASSが必要です。

**凸版印刷株式会社**  
〒101-0004 東京都千代田区千代田1番地  
http://www.toppan.co.jp/  
お問い合わせ：190-voicebiz@toppan.co.jp

16

日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、居住地域も集住化と散在化が同時に進行する中、さらなる支援・指導の充実を図るため、日本語指導等を担当する教員の専門性の向上が求められている。

(参考)  
日本語指導の方法がわからなかったり、教材等がなかったりするために、日本語指導等特別の指導(放課後の教科の補習等)ができていない学校は1434校あり、同じ理由のために、在籍学級以外の教室などでの取り出し指導(「特別の教育課程」による日本語指導)ができていない学校が2202校ある。(日本語指導が必要な児童生徒の在籍数は7020校(外国籍)・3611校(日本籍))



大学等、教育委員会、学校における養成・研修に資する体系的なモデルプログラムを開発・普及

H 2 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等、教育委員会、学校における養成・研修についての実態調査の実施(対象:教員養成系大学等607校、全国の教育委員会等)</li> <li>○上記調査や先進事例へのインタビュー調査を踏まえた、教員・支援員に求められる資質・能力の検討</li> <li>○モデルプログラムの立案及び同プログラムの試行協力機関・団体の公募・選定</li> </ul>
H 3 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モデルプログラムの試行(大学、教育委員会、学校、NPO等(20機関程度)における養成・研修において実施)</li> <li>○モデルプログラムの成果の分析、評価の実施</li> <li>○モデルプログラムの実施方法についてのガイドブックの作成に向けた実施事例の収集</li> </ul>
H 3 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モデルプログラム改訂版(最終版)、「養成・研修ガイドブック(仮称)」の作成</li> <li>○モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催</li> <li>○日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開</li> </ul>

URL: <https://mo-mo-pro.com/report> 17



「かすたねっと」は外国につながるのある  
児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです



お知らせ

平成31年2月1日「かすたねっと」をリニューアルいたしました。

URLが <https://casta-net.mext.go.jp/> に変更になりました。お手数ですがブックマークの変更をお願いいたします。

URL: <https://casta-net.mext.go.jp/>

## 「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

### 「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改革の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

#### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

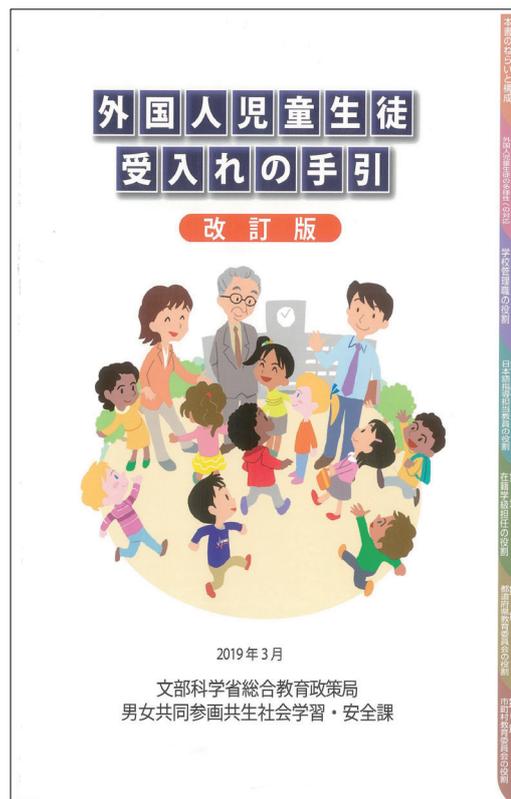
近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

### 改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
  - ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改革等のアップデート
  - ・「特別的教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改革内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
  - ・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
  - ・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載
  - ・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

なお、「外国人児童生徒受入れの手引き」は、明石書店より発売されております。



## 就学機会の確保・就学継続支援

# 外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

## 【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)（昭和54年8月4日条約第6号）(抄)

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）(抄)

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会を平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

21

## 「外国人児童生徒の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(2019年3月15日付) (都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会宛て)

### 1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

#### (1) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 住民基本台帳の情報に基づく就学案内の通知
- 幼稚園等への就園に関する情報提供

#### (2) 就学状況の把握

- 学齢簿に準じるものの作成など、適切な情報の管理
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握、情報の更新
- 就学機会確保のための継続した働きかけ

#### (3) 外国人関係行政機関との連携の促進

- 総合教育会議の活用、住民基本台帳担当部署、福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署、公共職業安定所、地方出入国在留管理局等との連携

### 2. 学校への円滑な受入れ

#### (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区内の義務教育諸学校において受け入れ体制が整備されていない場合の他区域への通学

#### (2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

#### (3) 受入学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときに、下学年への入学を認めることが可能
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの適切な対応が必要

#### (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語教室等において受け入れや学校生活への円滑な適応につなげるための支援、望ましい時期での学校への入学

#### (5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受け入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

22

## 外国人の子供の就学状況等調査について

### 調査の目的

- 学齢相当の外国人の子供(日本国籍を有しない子)の就学状況や地方自治体(教育委員会を含む)における現時点の取組状況を把握する。
- 就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行うことで、地方自治体の取組の改善を促すとともに、地方自治体の取組に対する支援の充実を図る。これにより、各地に居住する外国人の子供の教育機会の確保につなげていく。

### 調査対象

- 全市区町村教育委員会

主な調査内容 ※現時点で教育委員会が把握している情報に基づき回答を求めるもの。

<p><b>就学状況の把握状況</b></p> <p><b>就学状況の把握</b> 以下の区分の人数 ・義務教育諸学校 ・外国人学校 ・不就学 ・転居・出国 ・不明</p>	<p><b>就学の把握・促進のための取組</b></p> <p><b>住民窓口での就学案内の実施状況</b></p> <p><b>情報提供の方法</b> 就学ガイドブックの配布状況 等</p> <p><b>学齢簿に準じるものの作成状況</b></p> <p><b>就学案内の通知</b> 就学案内送付の有無、就学案内や手続等に関する規定の整備状況、翻訳言語数 等</p> <p><b>円滑な就学に向けた支援内容</b> 就学ガイドス／相談窓口の設置／プレスクール／フレクラス 等</p> <p><b>就学状況不明や不就学の場合の状況の把握</b> 訪問や電話による個別確認・就学勧奨の有無 等</p>	
<p><b>指導充実のための取組</b></p>	<p><b>指導体制</b> 拠点校への通級／校内での通級(特別の教育課程)／支援員の巡回／遠隔教育／その他／無 等</p> <p><b>日本語指導支援者や母語支援員の配置状況</b></p> <p><b>教育委員会における研修の実施状況</b></p>	

### 調査時期等

- 5月16日付で全国に調査を発送(※切:6月14日)。

23

## 高等学校における受入れ

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒の特別定員枠**の設定

→ **14都道府県**で設定

(北海道、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良)

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒に対する試験教科の軽減**

→ **11府県**で設定

(茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、山梨、岐阜、愛知、大阪、鳥取、熊本)

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒に対する学科試験をすべて免除**

※外国人生徒に対して、学科試験を実施しないことを指す。

→ **3道県**で設定

(北海道、千葉、長崎)

参考:文部科学省「平成30年度公立高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

# 平成30年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 高校生等の中退・進路状況に関する調査結果(速報値)

※結果はあくまで速報値であり、見直し等の結果最終的には異なる数値になる可能性がある。  
※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。  
※全高校生等のデータは、各年度の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出。

## 1. 中途退学率

※ここでいう「中途退学率」とは、当該年度中に中途退学した生徒数／当該年度に在籍している生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**9.6%**(平成30年度、特別支援学校の高等部は除く)  
(全高校生等)：**1.3%**(平成29年度、特別支援学校の高等部は除く)

## 2. 進路状況

①進学率 ※ここでいう「進学率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等に進学等した生徒数／当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**42.2%**(平成30年度)  
(全高校生等)：**71.1%**(平成30年度)

②就職者における非正規就職率 ※ここでいう「非正規就職率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数／当該年度に高等学校等を卒業した後就職した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**40.0%**(平成30年度、全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)  
(全高校生等)：**4.3%**(平成30年度、全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)

③進学も就職もしていない者の率 ※当該年度に高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)／当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**18.2%**(平成30年度)  
(全高校生等)：**6.7%**(平成30年度)

25

(参考)日本語指導が必要な高校生のうち約52%が定時制高校に在籍(平成28年度)。

## 外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

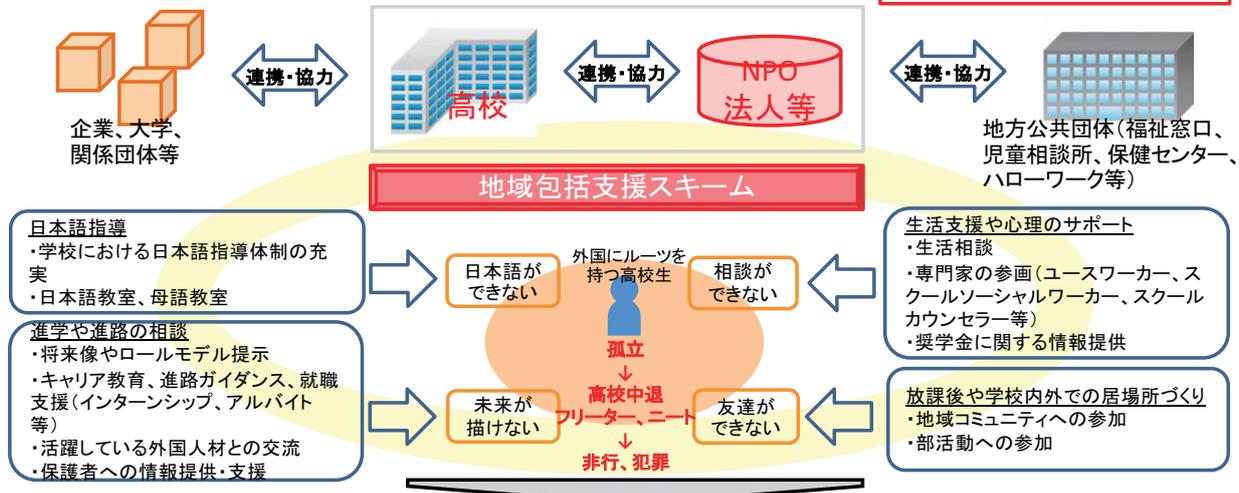
2019年度予算額：100,000千円  
(新 規)



### 現状と課題

- 日本語指導が必要な外国にルーツを持つ高校生は、この10年で**2.6倍に増加**。
- 日本人と共に育つ外国にルーツを持つ若者たちには、**母国との架け橋となるグローバル人材**としての活躍が期待される。
- しかしながら、**これらの者に対する支援が十分ではないことから、将来有望な若者の芽を摘んでしまっている現状**。
- この現状を打破すべく、**NPO法人や高校等が、企業やボランティアなどの関係団体等と連携して、外国にルーツを持つ高校生に対して包括支援を行う取組に対して支援**。
- 今後、**外国人労働者の受入れが拡大され家族滞在も増えていく方向であり、こうした支援の必要性は一層高まっていく**。

補助対象：10 都道府県・指定都市・中核市  
補助率：1/3



- 外国にルーツを持つ高校生の自立、自己実現、活躍の促進。各国と日本をつなぐ架け橋となるグローバル人材に成長。
- 我が国の経済・社会の安定・発展に寄与。多様性を尊重する社会、共生社会の実現。

26

## 最近の動向

27

- 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム  
(座長:浮島副大臣)  
→ 6月17日に報告書を取りまとめ・公表
- 中央教育審議会諮問(4月17日)  
→ 「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」については、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において、集中的・機動的に審議する(5月30日設置)
- 日本語指導アドバイザーボードの設置(5月29日)  
→ 地方公共団体における外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るとともに、日本語指導の指導者を養成するため、日本語指導アドバイザーの派遣等を実施する。

28

外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 概要 ～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～

近年、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数は大幅に増加しているとともに、外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題も指摘されている。また、新たな在留資格が2019年4月より創設され、将来的には家族帯同による外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる。  
 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討（2019年1月～6月、8回開催）。

重点的に進めるアクション

外国人児童生徒等への教育の充実

**学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実**

- ①学校における教員・支援員等の充実
  - ・多言語化への対応（多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実）
- ②教員の資質能力向上
  - ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保
- ③進学・キャリア支援の充実
  - ・高校生に加えて、中学生の支援を充実
  - ・高校入試における外国人生徒への特別な配慮を促進
- ④障害のある外国人の子供への支援
  - ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置
  - ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実

**地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生**

- ⑤外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進
  - ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実
  - ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就学ガイド（仮称）を作成
- ⑥夜間中学の設置促進等・教育活動の充実
  - ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進
  - ・日本語指導等を含む教育活動の充実
- ⑦異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実
  - ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進

外国人に対する日本語教育の充実

**留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底**

- ①日本語教育の機会確保
  - ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進
  - ・日本語学習 I C T 教材の対応言語を拡大（8→14言語）
- ②日本語教師の質の向上
  - ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（2019年3月）」を踏まえ、日本語教師の資格化を進める
  - ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及
- ③日本語教育機関の質の向上
  - ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続
- ①留学生の国内就職の促進
  - ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定
  - ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に係る研修会を実施
  - ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載
- ②留学生の在籍管理の徹底
  - ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
  - ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化
  - ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定及び適合性の確認

29

新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問概要）

（2019年4月17日中央教育審議会）

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

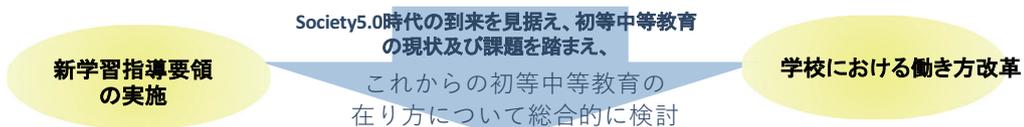
知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきた  
 それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 〔12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）〕
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協力的な学び、②一人一人の能力、適性に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進



30

## 中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

### 1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの**基礎的な学力の確実な定着**に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した**児童生徒の発達段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方**、**習熟度別指導の在り方**など**今後の指導体制の在り方**
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む**教育課程の在り方**
- **障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒**に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒**一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方**

### 2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など**各学科の在り方**
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、**STEAM教育**の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた**定時制・通信制課程の在り方**
- **地域社会や高等教育機関との協働**による教育の在り方

### 3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の**就学機会の確保**、教育相談等の**包括的支援**の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する**指導体制の確保**
- **日本の生活や文化**に関する教育、**母語の指導**、**異文化理解や多文化共生**の考え方に基づく教育の在り方

### 4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる**教師の在り方**
- 義務教育9年間で**学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階**に捉え直すことのできる**教職員配置や教員免許制度の在り方**
- **教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画**等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など**教員免許更新制の実質化**
- **多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成**できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する**教師の専門性向上のための仕組み**の構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた**幼児教育の質の向上**
- **義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障**するための方策
- **いじめの重大事態、虐待事案**に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた**自治体間の連携等を含めた学校運営**の在り方
- **教職員や専門人材の配置、ICT環境や先端技術の活用**を含む条件整備の在り方

等 31

## 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の設置

令和元年5月30日

### 1. 趣旨

外国人児童生徒等に対する教育に係る現状と課題を分析し、その更なる充実のための方策について検討を行う。

### 2. 検討事項

- (1) 外国人の子供の就学機会の確保
- (2) 外国人児童生徒等に対する教育の充実
- (3) 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方
- (4) その他

### 3. 委員（五十音順、敬称略）

内田 千春 東洋大学大学院教授  
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 桃山学院教育大学教育学部教育学科講師  
櫻井 敬子 浜松市教育委員会指導課教育総合支援センター外国人支援グループ長  
佐藤 郡衛 明治大学特任教授  
高橋 清樹 認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長  
田中 宝紀 NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任事業者  
浜田 麻里 京都教育大学教授  
藤巻 秀樹 北海道教育大学教授  
古沢 由紀子 読売新聞東京本社編集局編集委員  
松尾 知明 法政大学教授  
村松 好子 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所所長

32

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るとともに、日本語指導の指導者を養成するため、日本語指導アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 日本語指導アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修における指導
- (3) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (4) その他

3. 実施期間

令和元年5月29日から令和2年3月31日

4. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

5. 日本語指導アドバイザー（五十音順・敬称略）

今澤	悌	山梨県甲府市立大国小学校教諭
海老原	周子	一般社団法人kuriya 代表理事
大菅	佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事
小島	祥美	愛知淑徳大学准教授
近田	由紀子	目白大学専任講師
齋藤	ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授
佐藤	郡衛	明治大学特任教授
築樋	博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
浜田	麻里	京都教育大学教授

# 報 告 資 料

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会  
における審議内容について

# 地域の日本語教育推進のためのリソースとして 活用いただきたい3つの成果物 — 審議報告から —



文化庁  
広報誌 ふんかる キャラクター ぶんちゃん

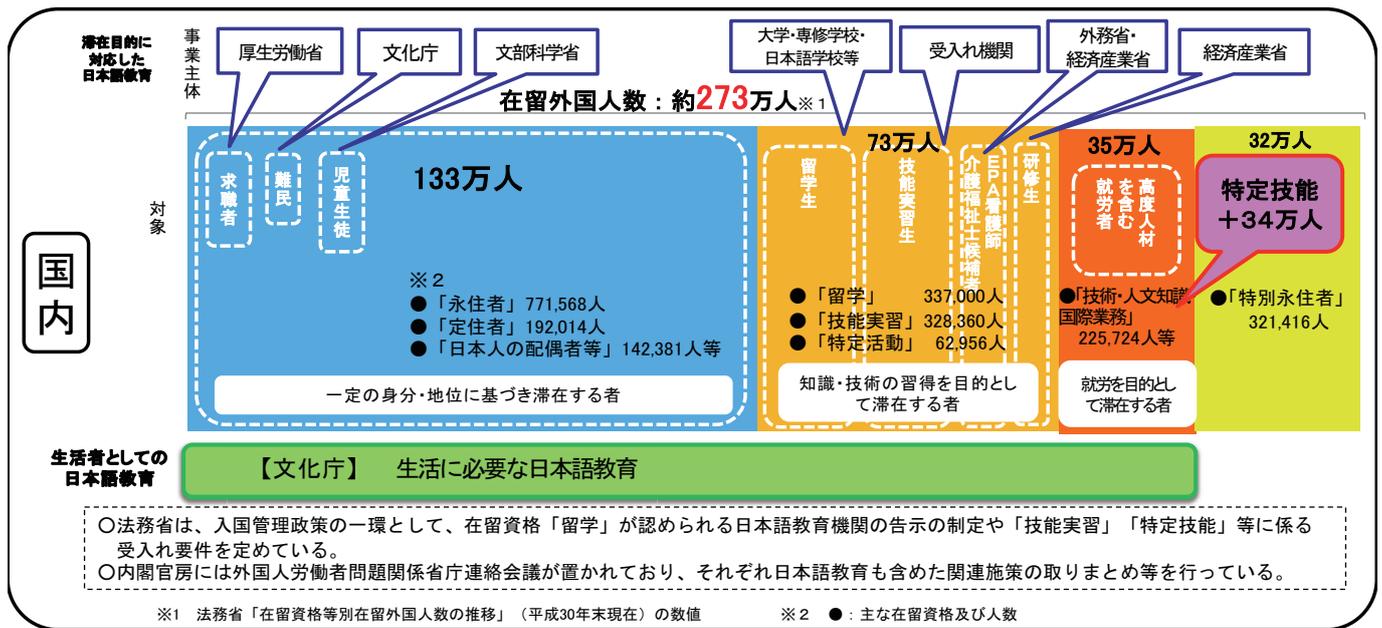
令和元年8月1日(木)

文化庁国語課  
日本語教育専門職 増田 麻美子

[nihongo@mext.go.jp](mailto:nihongo@mext.go.jp)

## 外国人に対する日本語教育の関係省庁・実施主体について

外国人に対する日本語教育については、様々な省庁・機関が、関連制度の運用や関連事業の実施を行っている。



海外における日本語学習者数・・・約365万人※

外務省及び独立行政法人国際交流基金等

※ (独)国際交流基金「2015年度海外日本語教育機関調査」の数値

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 ①

- 平成19年7月
  - ・文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置

- 平成20年1月
  - 【報告書】「今後検討すべき日本語教育の課題」

⇒地域社会の一員として外国人が社会参加するのに必要な日本語学習の支援で、以下の3点について早急に検討が必要

- ① 内容の改善
- ② 体制の整備
- ③ 連携協力の推進

2

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 ②

- 平成21年1月
  - 【報告書】  
「日本語教育の充実に向けた体制整備と  
「生活者としての外国人」に対する日本語教育の  
内容等の検討」

⇒以下の4点についてまとめ

- ① 体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担
- ② 各機関の連携協力の在り方
- ③ コーディネート機関・人材の必要性
- ④ 日本語教育の内容の大枠

3

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 ③

### 1. 体制整備 ⇒ 国・都道府県・市町村の役割分担

主体	役割分担の内容
国	日本語教育の目標及び標準的な内容・方法及び体制整備の在り方を指針として示し、その具体化を担う人材養成を行うこと、日本語能力及び日本語指導力の評価方法等について指針を示すことなどの役割を担う
都道府県	域内の実情に応じた日本語教育の体制整備や、日本語教育の内容等の検討・調整を行うこと、域内の日本語教育事業を推進できる人材を養成することなどの役割を担う
市町村	都道府県が検討・調整した日本語教育の内容等を現場の実情に沿って具体化すること、地域における日本語教育の指導者を養成することなどの役割を担う

4

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 ④

### 2. 各機関の連携協力の在り方

…国，都道府県，市町村は，相互に連携するとともに，それぞれのレベルで，関係団体及び個人とネットワークを形成し，協力関係を構築することが必要。

### 3. コーディネート機関・人材の必要性

…都道府県及び市町村においては，地域の特性に応じた日本語教育の企画・運営を行うため，大学や研究機関の研究者，日本語教師，企業関係者，国際交流協会関係者，NPO関係者，ボランティア，在住外国人等の協力を得て，地域の実情に応じた日本語教育を実践する必要がある。

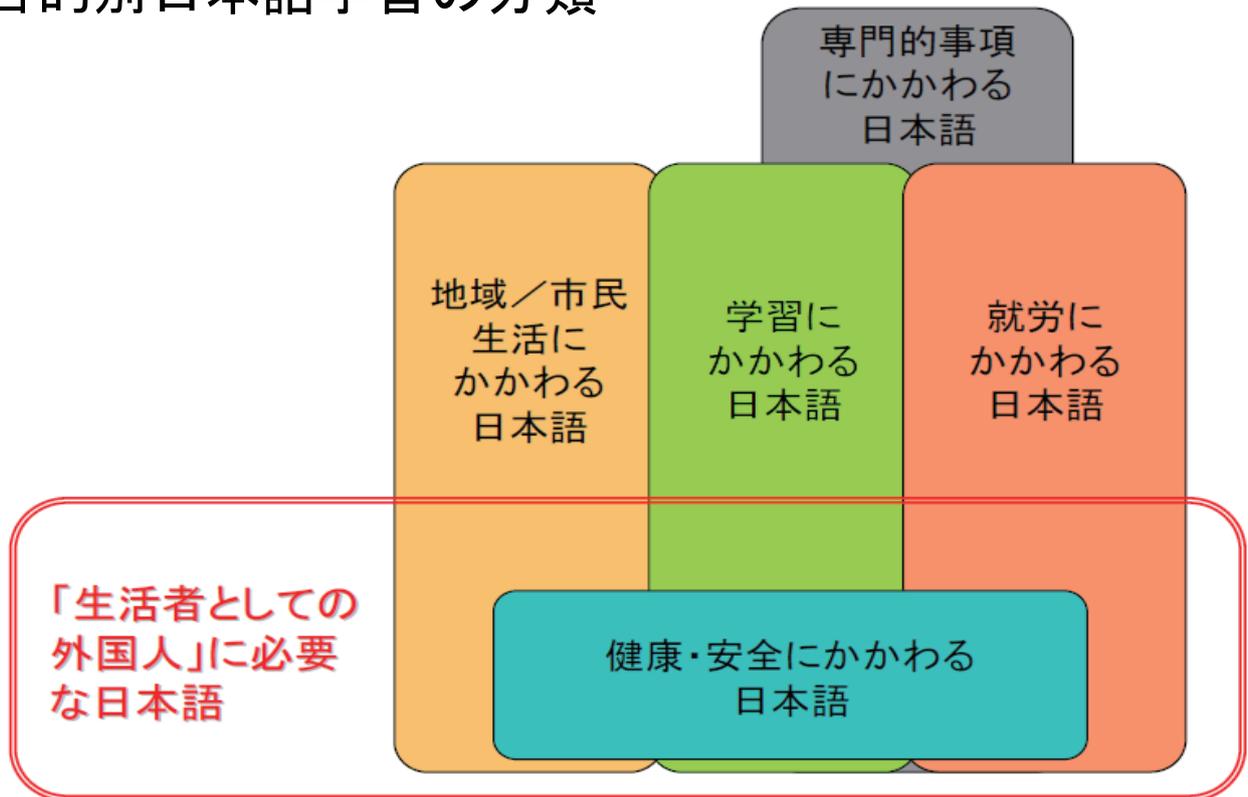
…都道府県及び市町村においては，日本語教育のコーディネート機能を自治体等の本来業務として位置付け，それを担う人材をできる限り常勤職員として配置することが重要。

### 4. 日本語教育の内容の大枠 ⇒【成果物1】カリキュラム案

5

# 目的別日本語学習の分類

出典:文化庁文化審議会国語分科会  
日本語教育小委員会(第12回)



6



## カリキュラム案5点セットを知っていますか？

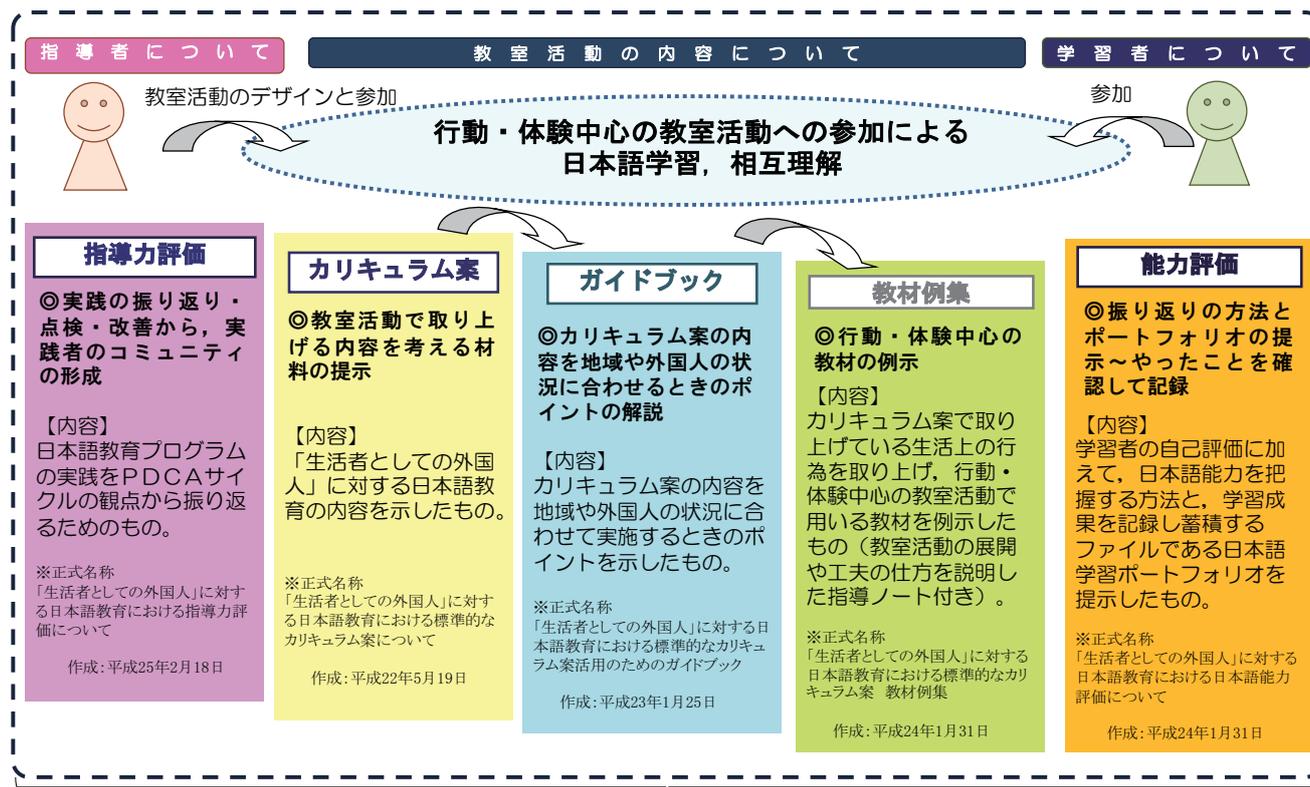
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について
- ガイドブック
- 教材例集
- 日本語能力評価について
- 指導力評価について



5点セット

7

## 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの実践のための5点セット



8

## 「生活者としての外国人」のための日本語教育の目的・目標

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること

日本語を使って…

- ① 健康かつ安全に生活を送ることができる
- ② 自立した生活を送ることができる
- ③ 相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができる
- ④ 文化的な生活を送ることができる

ようにすること 9

## カリキュラム案で取り扱う「生活上の行為」

- **健康・安全に暮らす**
  - ・ 健康を保つ
  - ・ 安全を守る
- **住居を確保・維持する**
  - ・ 住居を確保する
  - ・ 住環境を整える
- **消費活動を行う**
  - ・ 物品購入・サービスを利用する
  - ・ お金を管理する
- **目的地に移動する**
  - ・ 公共交通機関を利用する
  - ・ 自力で移動する
- **人とかかわる**
  - ・ 他者との関係を円滑にする
- **社会の一員となる**
  - ・ 地域・社会のルール・マナーを守る
  - ・ 地域社会に参加する
- **自身を豊かにする**
  - ・ 余暇を楽しむ
- **情報を収集・発信する**
  - ・ 通信する
  - ・ マスメディアを利用する

①来日間もない外国人が基本的な生活上の基盤を形成するために必要であるもの

②安全に関わり緊急性があるもの 23言語に翻訳され文化庁HPに掲載<sup>10</sup>

## 【成果物2】 共通利用項目の多言語調査票

地域における日本語教育の推進に向けて（報告） 平成28年2月29日

【共通利用項目について】

- 域内の在留外国人の日本語能力や学習経験などに関する調査が必要
- 地域間の比較や全国的な傾向の把握が行えるよう、

「日本語教育に関する調査の共通利用項目」を作成

- 文化庁は、定期的に各都道府県、政令指定都市等における調査研究の実施状況等について情報収集し、ホームページ等で掲載・発信するとともに、調査結果の分析を行い、日本語教育施策の企画立案に活用する。

### （外国人の属性等に関する項目）

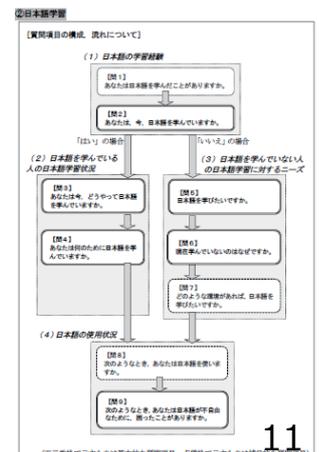
基本的な属性に関する情報や日本の在留年数・滞在予定年数等

### （日本語学習に関する項目）

日本語学習経験・希望の有無、日本語学習の方法等

### （日本語能力に関する項目）

日本語がどのくらいできるか〔聞く〕〔話す〕〔読む〕〔書く〕  
生活場面でどの程度日本語ができるか



①外国人の属性等

問1 あなたの性別はどちらですか。 基本的な質問項目

①男 ②女

問2 あなたの年齢は次のどれですか。 基本的な質問項目

①～19歳 ②20～29歳 ③30～39歳 ④40～49歳  
⑤50～59歳 ⑥60～69歳 ⑦70歳～

問3 あなたの出身は次のどれですか。 基本的な質問項目

①中国 ②韓国・朝鮮 ③フィリピン ④ブラジル ⑤ベトナム  
⑥米国 ⑦ペルー ⑧タイ ⑨ネパール ⑩台湾  
⑪その他 ( )

問4 あなたの在留資格は次のどれですか。 基本的な質問項目

①特別永住者 ②永住者 ③留学 ④日本人の配偶者等  
⑤技能実習 ⑥定住者 ⑦技術 ⑧日本人の配偶者等  
⑨家族滞在 ⑩人文知識・国際業務 ⑪永住者の配偶者等  
⑫技能 ⑬特定活動 ⑭その他

問5 あなたはどのくらい日本で生活していますか。 基本的な質問項目

①6か月未満 ②6か月以上～12か月未満 ③1年以上～3年未満  
④3年以上～5年未満 ⑤5年以上～10年未満 ⑥10年以上～15年未満  
⑦15年以上

問6 あなたはこれから、日本でどのくらい生活する予定ですか。 基本的な質問項目

①6か月未満 ②6か月以上～12か月未満 ③1年以上～3年未満  
④3年以上～5年未満 ⑤5年以上 ⑥住み続ける  
⑦まだ決めていない

問7 仕事をしていますか

①している ②していない (今、探している)  
③していない (探していない)

②日本語学習

(1) 日本語の学習経験 ※全員

問1 あなたは日本語を学んだことがありますか。 確定的な質問項目

①ある ②ない

問2 あなたは、今、日本語を学んでいますか。 基本的な質問項目

①学んでいる (→問3, 4, 8, 9へ) ②学んでいない (→問5, 6, 7, 8, 9へ)

(2) 日本語を学んでいる人の日本語学習状況 ※日本語を学んでいる人のみ

問3 あなたは今、どうやって日本語を学んでいますか。 (複数回答可) 基本的な質問項目

①独学で (教科書やテレビ等) ②独学で (インターネットやアプリ等)  
③通信教育で ④無料の日本語教室で  
⑤有料の日本語教室で ⑥家族から学んでいる  
⑦職場で学んでいる ⑧友達 (日本人) から学んでいる  
⑨友達 (日本人以外) から学んでいる ⑩周りの会話を聞いて覚えている  
⑪その他

問4 あなたは何のために日本語を学んでいますか。 (複数回答可) 基本的な質問項目

①日本で生活していくために必要だから ②日本人との付き合いを広げるため  
③仕事で必要だから ④より良い条件の仕事を探すため  
⑤進学や勉強のため ⑥その他

(3) 日本語を学んでいない人の日本語学習に対するニーズ ※日本語を学んでいない人のみ

問5 日本語を学びたいですか。 基本的な質問項目

①日本語を学びたい ②日本語を学びたいとは思わない

問6 現在学んでいないのはなぜですか。 (複数回答可) 基本的な質問項目

①もう十分に日本語ができるから ②十分に生活ができるから

共通利用項目の調査  
11言語で多言語版を公開

各都道府県・政令指定都市における日本語教育の状況及び日本語教育の実施状況等について (平成30年7月末現在)

日本語教育担当部署一覧

各都道府県・政令指定都市における日本語教育の状況及び日本語教育の実施状況等について (173KB) (平成30年7月末現在)

ファイルには、  
[1] 【一覧その1】状況や課題について、  
[2] 【一覧その2】日本語教育の実施状況等について、の2種類が含まれています。

下記の一覧は、文化庁国語課が各地方公共団体に対して日本語教育担当部署及び所掌事務等について照会し、その回答を基に作成したものです。  
※迷惑メール防止のため、Eメールアドレスの@マークを@マーク (全角) にしています。

都道府県 政令指定都市 中核市 外国人集住都市議会議員都市

都道府県

都道府県市町名	担当部署名	URL	e-mail	平成30年4月1日 域内の 日本語教室一
北海道	総合政策部 国際局国際課	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/index.htm</a>	<a href="mailto:somu.kokusai@pref.hokkaido.lg.jp">somu.kokusai@pref.hokkaido.lg.jp</a>	

- 担当部局, 総人口, 在留外国人数, 在留外国人比率
- ①外国人の動向
- ②日本語学習ニーズ
- ③多文化共生施策における課題
- ④日本語教育施策における課題
- ⑤日本語学習状況等の調査
- ⑥教室の開催状況
- ⑦日本語教育人材の状況・取組
- ⑧空白地域の有無
- ⑨日本語教育が実施されていない理由
- ⑩空白地域への取組・支援

## 【成果物3】日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)の概要

- **目的** : 日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過** : 平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年に本報告、31年3月に改定版を取りまとめた。
- **ポイント** : ① **基本的な資質・能力**として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示  
 ② 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」(教授法、日本語分析、文法、音韻音声、文字表記等)を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示  
 ③ 日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとに求められる**資質・能力、教育内容、モデルカリキュム**を提示



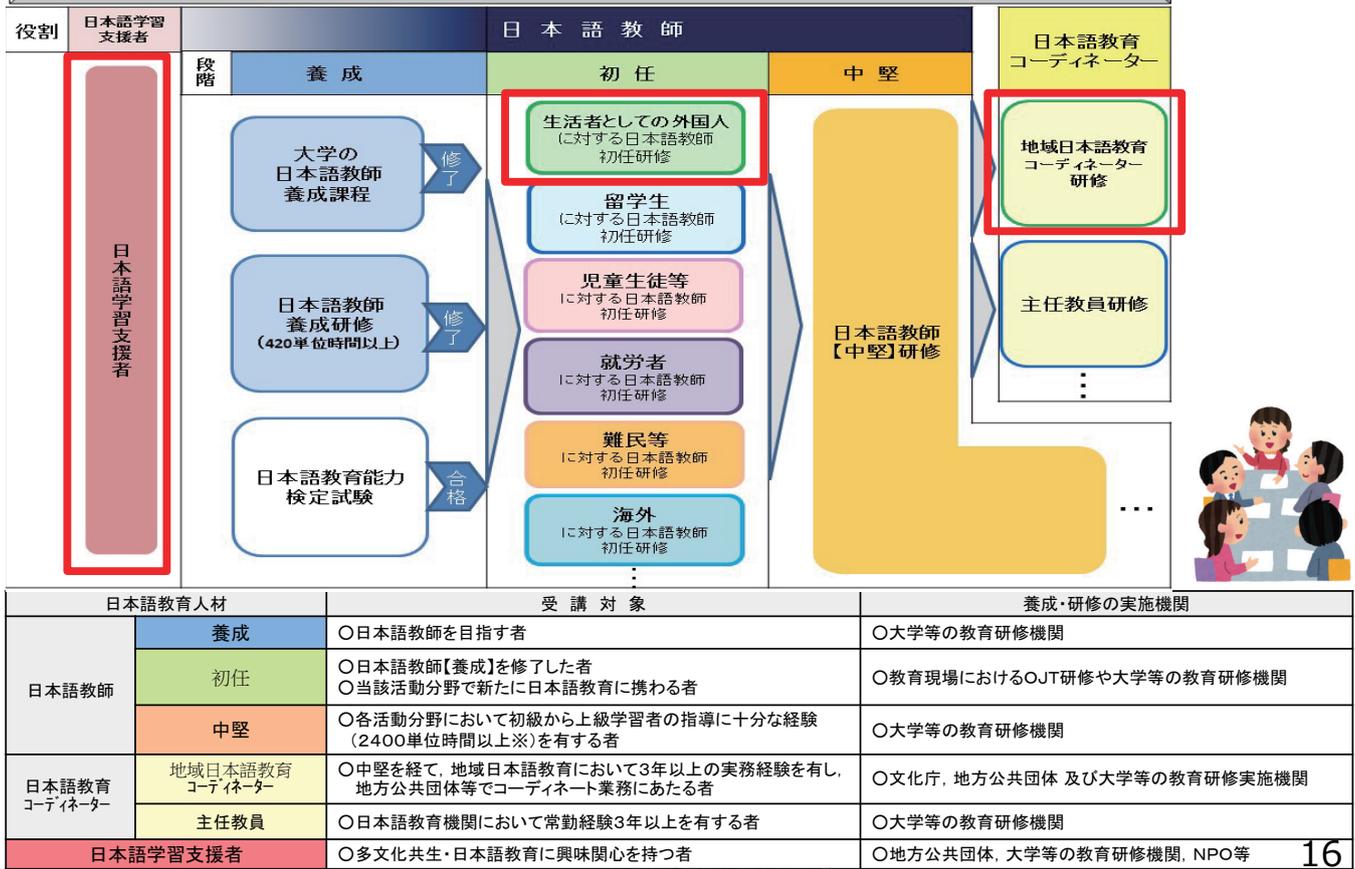
14

## 日本語教育人材の整理

(1) 役割	日本語教師 ●	日本語学習者に直接日本語を指導する者	→	(2) 段階	養成	日本語教師を目指し、日本語教師養成課程等で学ぶ者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者			初任	日本語教師の養成段階を修了した者で、それぞれの活動分野に新たに携わる者
	日本語学習支援者 ●	日本語教師や日本語教育コーディネーターとともに日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者			中堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験を有する者
地域日本語教育コーディネーター ●	関係機関との連携の下、「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる者					
主任教員	在留資格「留学」が取得できる法務省が告示をもって定める日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者					

15

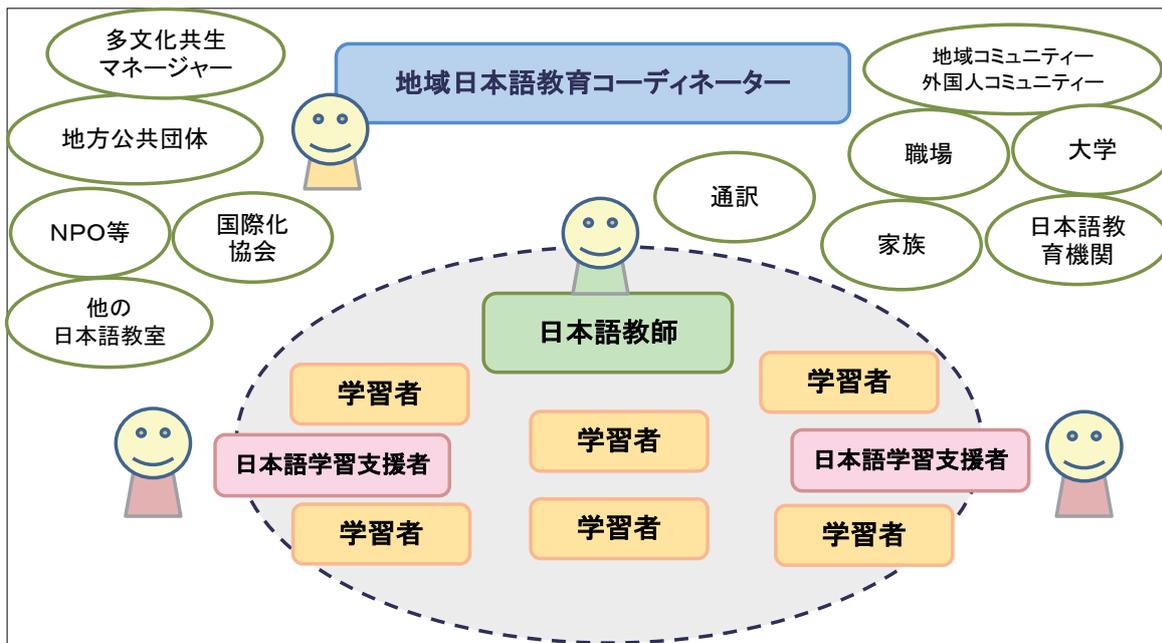
(参考) 日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



※1単位時間は45分以上とする。

16

【参考資料10-1】「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

17

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(平成19年7月設置)では、平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「**基本的な考え方**」を整理。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「**検討材料**」として「**11の論点**」を整理。

## 報告書の構成



## これまでの検討状況

平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」を取りまとめ。

平成26年5月から、論点7「日本語教育のボランティアについて」論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」審議を行い、平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて(報告)」を取りまとめ。

平成28年5月から、論点6「日本語教育の養成・研修について」審議を行い、平成30年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を取りまとめ。平成31年3月4日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告) 改定版」を取りまとめ。

## 今期の審議予定

**論点5**「日本語教育の資格について」引き続き、検討を行っている。

**論点3**「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」検討を行っている。18